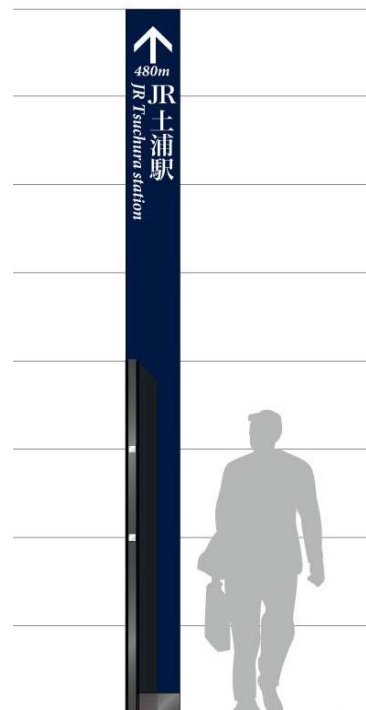


土浦市公共サイン整備ガイドライン

2013年3月



土浦市公共サイン整備ガイドライン

2013年 3月

土 浦 市

土浦市公共サイン整備ガイドライン

目次

1	本ガイドラインについて	
1-1	公共サイン整備の目的	1
1-2	本ガイドラインの位置づけ	1
1-3	本ガイドラインの適用範囲	3
2	公共サイン整備の方針	
2-1	公共サイン整備の検討課題	4
2-2	土浦市公共サインの整備方針	6
3	サインシステム	
3-1	サインの対象	7
3-2	サインの系統と種別	8
3-3	案内誘導の仕組み	10
4	サインデザイン	
4-1	地域性の表現	13
4-2	サインデザイン	14
5	表記基準	
5-1	言語・文字	26
5-2	記号	30
5-3	地図	33
5-4	板面レイアウト（サインフェイス）	42
6	設置基準	
6-1	基本事項	53
6-2	ドライバー系サインの設置基準	54
6-3	歩行者系サインの設置基準	55
6-4	歩車兼用系サインの設置基準	57

7	応用展開	
7-1	応用展開とは	60
7-2	応用展開の方法と留意点	61
8	管理運用	
8-1	公共サインの整備と管理	66
8-2	管理体制	66
8-3	管理方法	68
8-4	サイン管理台帳	69
■	参考資料	
	土浦市の公共施設等	71
	ピクトグラム	75
	シンボルマーク	79
	ヘボン式ローマ字のつづり方	80

1 本ガイドラインについて

1-1 公共サイン整備の目的

サインとは、「目印」「符号」「合図」などのことであり、人々が行動するための情報を瞬時にわかりやすく伝えるための情報源である。他の情報媒体と比較すると、サインは「誰もが・いつでも・現地で利用できる」ことが最大の特徴である。

公共サインとは、都市の基盤施設など公益性の高い情報を伝えるもので、地域における利用者の自由な行動を支援するとともに、地域景観との調和や地域性を表現することが求められる。したがって、特定施設の説明や観光・商業などを目的としたサインとは区別される。

公共サイン整備の目的は、地域を分かりやすく案内すること、良好な景観を創出すること、地域らしさを表現することにより、快適で豊かなまちづくりを目指すことであるといえる。

1-2 本ガイドラインの位置づけ

(1) 作成の背景と目的

土浦市ではこれまでも公共サインの整備を進めてきたが、施設の所管部局が必要に応じて独自に設置・管理する体制であったため、情報やデザインの不統一、景観の阻害といった課題を抱えていた。

一方、平成 23 年に「土浦市景観計画」が策定され、市の景観資源や特性を生かし、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある景観づくりを推進していくための指針が定められた。

このような流れを受けて土浦市は、景観に配慮した統一的な公共サインの整備を進めるため、公共サインのあり方、および体系的かつ総合的な整備の方法等について検討した。

本ガイドラインは、土浦市の各部局が道路をはじめ屋外の公共用地に設置する案内サインを対象に、情報の配置やデザイン等に関する共通の基準を定めたものである。

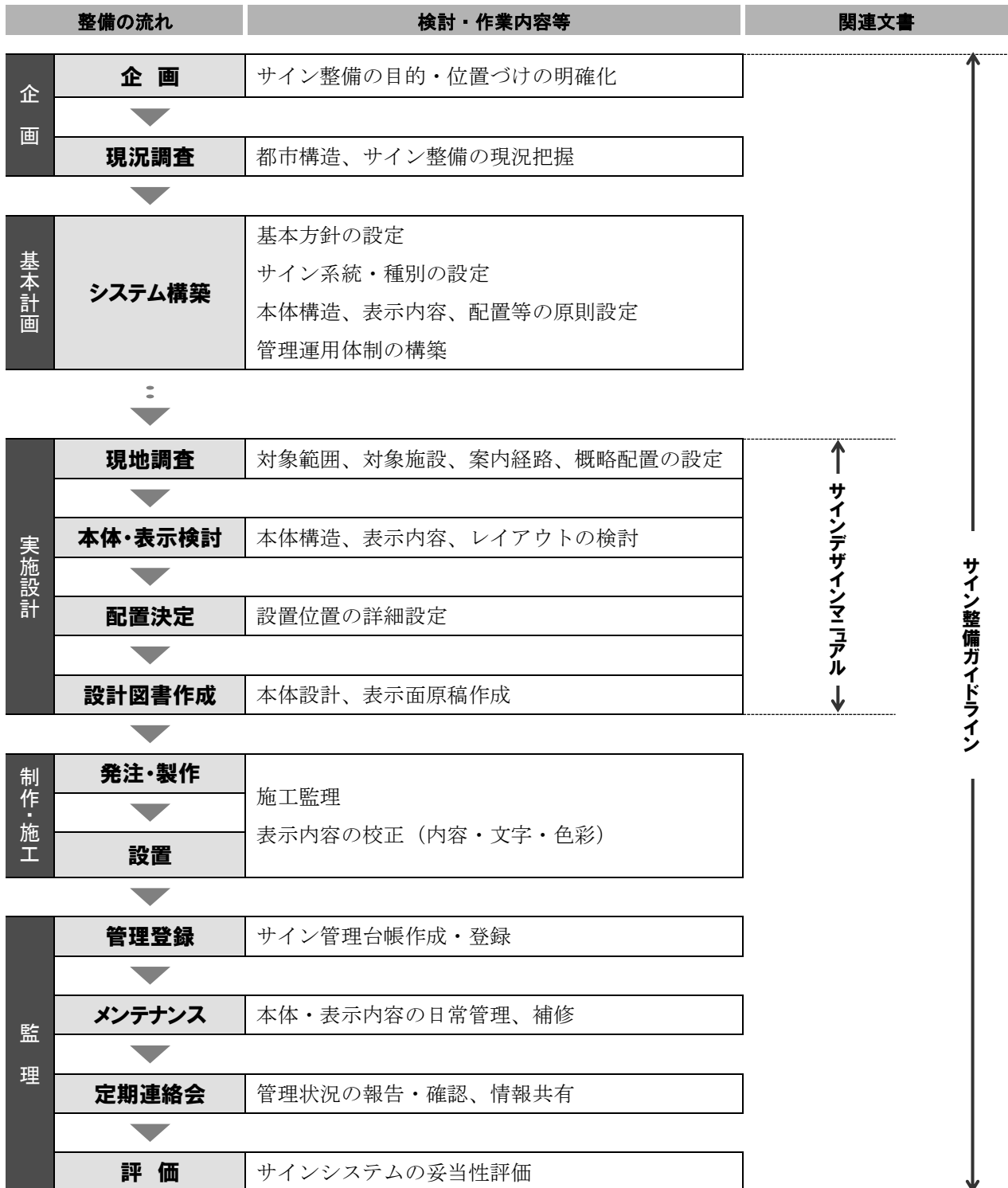
(2) 整備ガイドラインとデザインマニュアル

公共サインを統一的に整備するためには、複数のサインがそれぞれの関係を持ちながら機能することが必要であり、そのためには一定のルールが必要である。こうしたルールを示す文書として、本ガイドラインのほか「土浦市公共サインデザインマニュアル」を作成した。

本ガイドラインは、土浦市における公共サイン整備の基本方針およびシステムやデザイン、管理など、公共サイン整備のすべての段階にわたって原則を示したものである。デザインマニュアルは、主にサインフェイスのデザインについて具体的な表示例を示しており、実施設計段階における副読本としたものである。

なおガイドラインおよびマニュアルは、土浦市都市景観計画に基づく土浦市景観審議会および土浦市景観形成連絡調整会議における協議を経て策定された。

公共サイン整備の一般的な流れと、ガイドライン・マニュアルとの関連を示す。



1-3 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、道路や公園等の公共用地に土浦市が設置する案内サインである。
なお市内にある国や県の公共施設、民間の公的施設等の管理者に対しても、案内サインを設置する場合には本ガイドラインの趣旨を考慮し、できるだけ沿ったものを設置するよう要望する。

本ガイドラインが対象とするサイン

- 土浦市が道路や公園等の公共用地に設置する、移動に関わるサイン

本ガイドラインの活用を要望するサイン

- 公共建築物の管理者が、敷地内や建物内の案内・誘導のために設置するサイン
- 公園等の公共施設管理者が、施設内のみの案内・誘導のために設置するサイン
- 交通事業者が旅客施設内に設置するサイン

2 公共サイン整備の方針

2-1 公共サイン整備の検討課題

(1) 一般的な公共サインの検討課題

サインは視覚的な情報提供を基本とした媒体である。他の情報媒体と比較すると「誰もが・いつでも・現地で利用できる」という特徴を持つが、反面「情報量が限られる・空間を圧迫する・景観への配慮が必要」といった課題を持っている。

これらのことを踏まえ、公共サイン整備に求められる一般的な検討課題について整理する。

● 情報の体系化

利用者の視点に立って、必要な情報を必要な場所で提供するため、対象とする利用者・対象範囲・案内対象施設の全体像を明確にし、効果的な情報提供のためのシステムを構築する。

● 表示基準の設定

サインの表示は、誰にでもわかりやすくばらつきのない表現、および多様な利用者への対応が求められることから、表示方法の統一やユニバーサルデザインに配慮された表示のルールを定める。

● 形状基準の設定

サインの本体は、景観との調和を第一義に、サイン全体としての統一感と埋没しない存在感を兼ね備えた形状が求められることから、設置目的に応じた本体形状の基本形を設定する。ただし、さまざまな設置条件に柔軟に対応できることも必要である。

● 設置基準の設定

情報の連続性の担保、乱立による煩雑化の回避が求められることから、利用者の移動経路を想定し、適切な場所を捉えて設置するための原則を設定する。また、情報量に応じた適切な利用空間を確保することも必要である。

● 管理方法、体制の構築

信頼性のある情報源であり続けるために、情報内容および本体を適切に管理することが求められる。日常管理による本体の適切なメンテナンスや情報内容の適宜更新を図るための管理体制を構築し、管理方法を定める。

(2) 土浦市における公共サインの課題と対応策

土浦市における公共施設の分布および既存サインの整備状況を勘案し、土浦市の公共サイン整備についての検討課題と対応方を、次のように整理する。

公共施設の分布状況からみた課題	対応方策
○ おおむね全市にわたり施設が分布しており、市内の主要な移動手段は自動車であると考えられる	→ 自動車のドライバーに向けた情報提供を行う
○ JR 土浦駅を中心とする地区では、公共施設や地域資源が集中しており、この範囲の移動は徒歩が主体であると考えられる	→ 必要な場合に、歩行者に向けた情報提供を行う
既存サインの整備状況からみた課題	対応方策
○ ドライバー向けサインの情報が連続していない	→ 情報の体系化、サイン配置の工夫等により連続性を確保する
○ ドライバー向けサインの不統一が景観を阻害している場合がある	→ 景観に配慮した統一的なデザインの基準を定める
○ 歩行者向けサインは観光目的のものが多	→ 公共サインの役割を整理し、都市の基盤情報や徒歩移動に必要な具体的情報を提供する

2-2 土浦市公共サインの整備方針

公共サイン整備に求められる一般的な検討課題および土浦市の公共サインの検討課題を踏まえて、土浦市における公共サインの整備方針を、次のように設定する。

方針1 サインシステムを構築し、整備の基準を明確にする

公共サイン整備に求められる一般的な検討課題を受けて、情報の体系化および表示方法、本体形状、配置、管理などの各基準を設定し、統一的な公共サイン整備を行う。

方針2 ドライバー向けサインの整備を基本に、必要に応じて歩行者向けサインを整備する

土浦市における移動の現状から、市全域を対象としてドライバー向けサインの整備を行う。加えて、JR 土浦駅周辺など拠点を中心に施設が集中する地域を対象に、必要に応じて歩行者向けサインの整備を行う。

方針3 地域性を活かし、「土浦らしさ」を感じられるサインデザインとする

公共サインの統一感を創出するにあたっては、霞ヶ浦の湖水や歴史性など「土浦らしさ」を感じられる色彩や形状について検討し、地域性を表現した独自性のあるサインデザインとする。

方針4 既存サインとの競合を回避する

既存サインとの共存を念頭に、本ガイドラインによる公共サイン整備と既存サインとの役割分担を明確にすることで設置目的の競合を避け、必要な整備を進める。

[ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの対応について]

● ユニバーサルデザインの実践

土浦市の歩行者系サインでは、『改訂版 道路の移動等円滑化ガイドライン』および『地図を用いた道路案内標識ガイドブック』等を参考に表示形式を設定し、ユニバーサルデザインを実践する。

● バリアフリーの支援

特定の障害を持つ人のための都市空間のバリアフリー化は、段差の解消、点字ブロック、音声案内、人的な対応など、総合的に推進する必要がある課題である。

視覚的表現により移動情報の提供を行う公共サインにおいては、歩行者向けサイン等において移動円滑化に係る情報を表示することで、都市空間のバリアフリー化を支援する。

3 サインシステム

3-1 サインの対象

● 対象利用者

土浦市内を訪れる人々や住民を対象とする。ドライバー系サインは自動車の運転者を対象とし、歩行者系サインは徒歩の移動者を対象とする。

● 設置対象範囲

ドライバー系サインは土浦市全域を対象とする。歩行者系サインは、公共交通の拠点を中心とする一定の対象地域を整備計画ごとに設定する。

● 対象施設

土浦市内の主要な公共施設、ランドマーク施設等を対象とし、下記のような施設等を対象とする（→巻末「参考資料－土浦市の公共施設等」参照）。

ただし抽出された対象施設のすべてを個別に誘導案内することは現実的でないため、整備計画ごとに対象施設に優先順位を設け、積極的な誘導案内を図る施設を選定する。

誘導案内の対象施設

- ・ 土浦市の管理する公共施設
- ・ 土浦市地域防災計画で位置づけられた施設
- ・ 土浦市以外（国、県、民間）の所管施設のうち、利用者の多い主要な施設
- ・ 移動の手がかりとなるランドマークや地理情報

3-2 サインの系統と種別

(1) サインの系統

土浦市の公共サインは、ドライバー系、歩行者系、歩車兼用系の3系統に区分する。

系統	設置の留意事項	
	サイン種別	設置場所と表示の概要
ドライバー系サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○土浦市全域の国道、県道、主要地方道等に設置 ○広域的な連続性を考慮した表示内容とする ○利用者の安全を第一に、確実に施設まで誘導できる案内経路を設定する ○道路管理者が設置する案内標識（方面誘導、著名地点表示等）との連携や整合を図る 	
	市名サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路の市境に設置 ・市名を表示
	施設誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・案内経路上の交差点、分岐点、目的施設の直近に設置 ・対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離を表示
	記名サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・目的施設の入り口の直前に設置 ・対象施設の名称を表示 ・既存の施設看板の状況を確認し、必要な整備を行う
歩行者系サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道駅など公共交通の拠点を中心とする、徒歩で移動可能な一定地域内に設置（整備計画ごとに設定） ○利用者の安全を第一に、確実に施設まで誘導できる適切な案内経路を設定する ○観光や施設の説明など他の計画による既存サインの役割や目的を把握し、必要な整備を行う 	
	総合案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の拠点（駅前広場等）に設置 ・土浦市の全市地図および現在地を含む案内図を表示 ・利用者が立ち止まる空間を十分に確保することが必要
	地域案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・案内経路上の主要交差点、広場等に設置 ・現在地を含む1km四方程度の地域案内図を表示 ・利用者が立ち止まる空間を十分に確保することが必要
	施設誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・案内経路上の交差点、分岐点に設置 ・対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離を表示 ・可能な場合は、現在地を含む500m四方程度の簡易な地図を表示
歩車兼用系サイン	<ul style="list-style-type: none"> ○土浦市内の一般道に設置 ○ドライバーと歩行者に向けた情報を統合して表示するもので、次のような場合に導入する <ul style="list-style-type: none"> ・ドライバー系サインと歩行者系サインの重複により、景観阻害や情報混乱のおそれがある場合 ・ドライバー系サインの設置に必要な用地や空間が確保できない場合 ○ドライバー系サインに比べ、利用者へのアピール、視認性が弱い ○歩行者系サインに比べて情報量が少ない 	
	施設誘導サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・案内経路上の交差点、分岐点、目的施設の直近に設置 ・対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離を表示
	記名サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・目的施設の入り口の直前に設置 ・対象施設の名称を表示 ・既存の施設看板の状況を確認し、必要な整備を行う

(2)取り扱う情報

公共サインで取り扱う情報の要素は一般に、案内情報、誘導情報、記名情報、解説情報、禁止・規制情報の5つに分類できる。土浦市の公共サインにおいて取り扱う情報の要素、および各要素の表現形式を、下表に整理した。

なお、土浦市の公共サインは市内の移動に関わる情報を伝えることを目的とするため、解説情報と禁止・規制情報は今回のサインシステムでは取り扱わない。

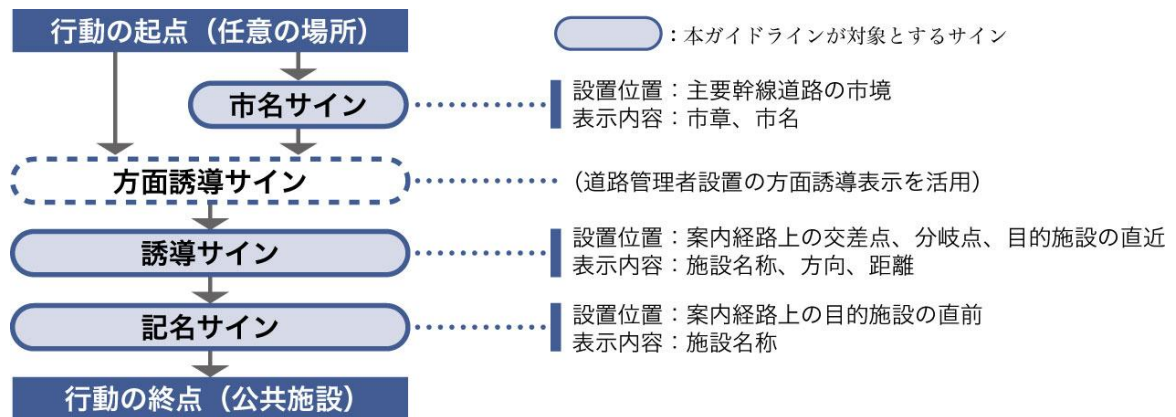
情報の要素	表現の形式と特徴	取り扱うサイン系統と種別							
		ドライバー系			歩行者系			兼用系	
		市名	施設誘導	記名	総合案内	地域案内	施設誘導	施設誘導	記名
案内情報	<ul style="list-style-type: none"> 面的な表現 地図、ダイヤグラムなど 特定の地域の全体像や、目的地と現在地との関係が把握できる 複雑で多量の情報を提供することができる 	—	—	—	○	○	○	—	—
誘導情報	<ul style="list-style-type: none"> 線的な表現 矢印、地名、施設名の組合せで表現 目的施設や地域への方向、距離等を示す 視認性は高いが、情報量が限られる 	—	○	—	—	—	○	○	—
記名情報	<ul style="list-style-type: none"> 点的な表現 道路や施設、地点などの名称を表す 他との識別や現在地の確認などを行う最も基本的な情報 他の情報と組合せて表示する場合も多い 	○	—	○	—	—	—	—	○
解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 事物の説明を行なう 観光施設の解説など学習目的のものや、施設等の利用説明などがある 	—	—	—	—	—	—	—	—
禁止・規制情報	<ul style="list-style-type: none"> 行動を規制する 立入禁止や禁煙の表示などが代表的 	—	—	—	—	—	—	—	—

3-3 案内誘導の仕組み

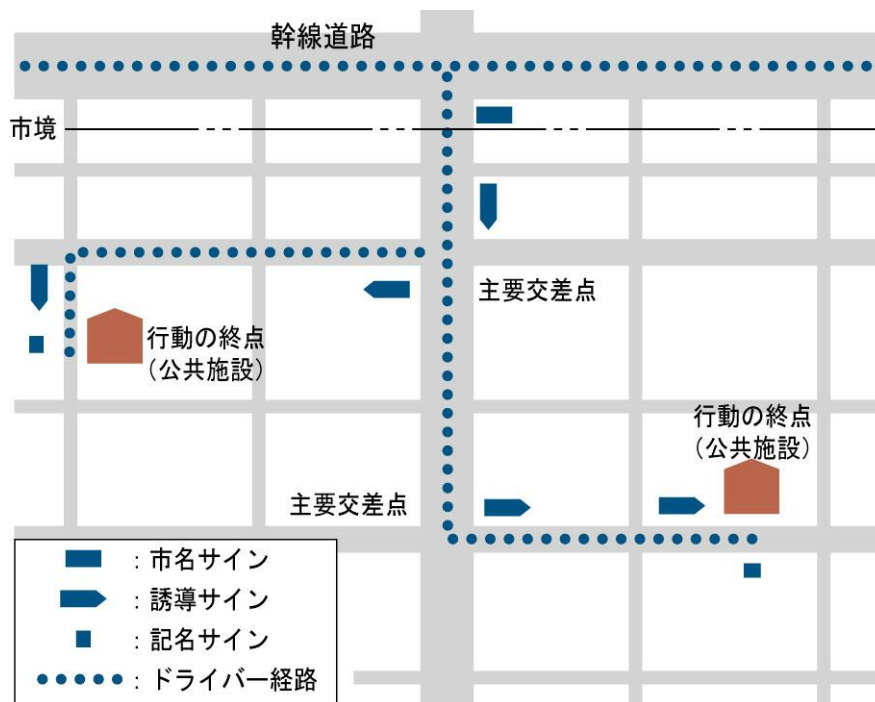
(1) ドライバー系サインの体系

- ・ 任意の場所を行動の起点とし、市内の主要な自動車交通路を経路とした**線條配置**とする。
- ・ 方面誘導サインは、道路管理者設置の既存案内板を活用する。
- ・ 市内の道路整備状況を勘案し、歩車道分離のない道路への設置を考慮する必要がある。

[ドライバー系サインの体系]



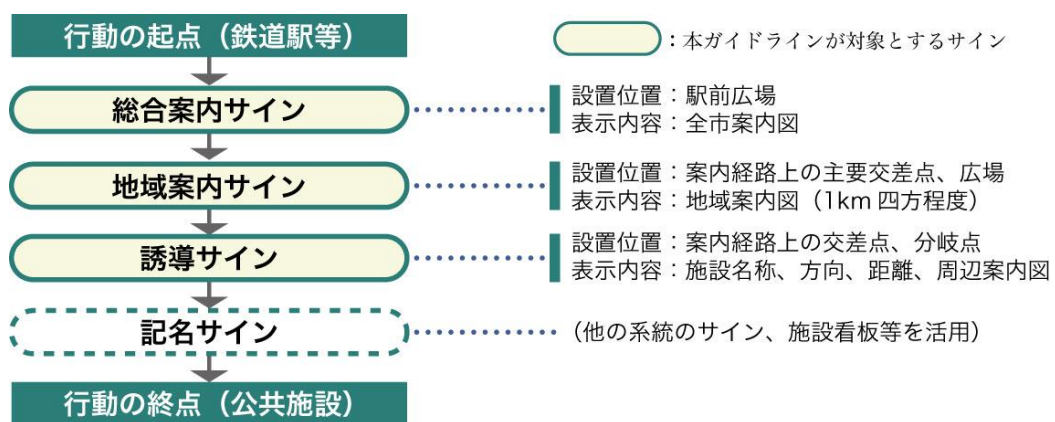
[案内誘導の概念図]



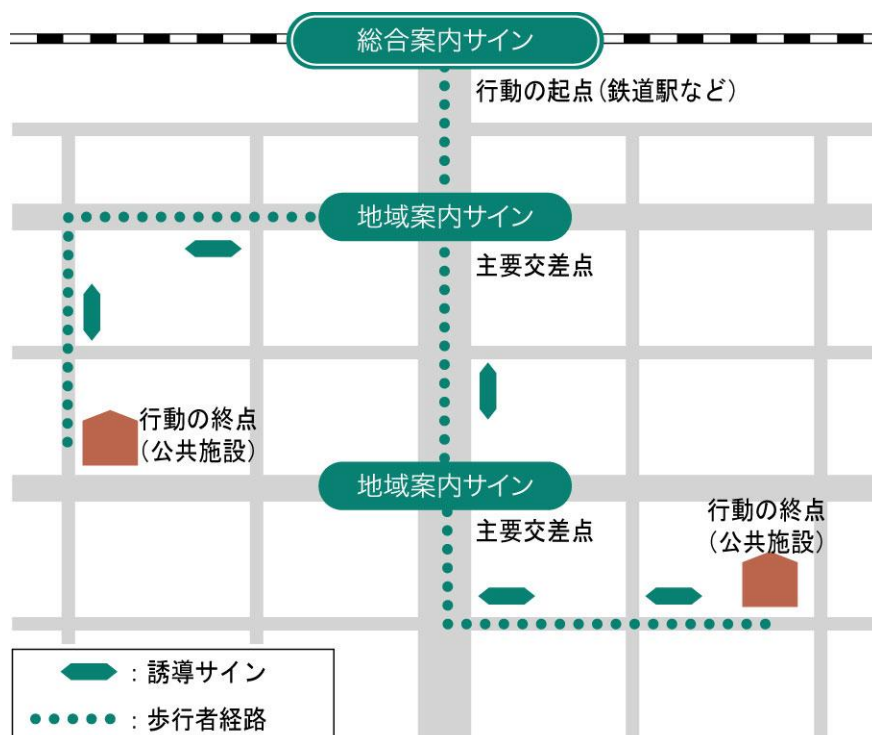
(2) 歩行者系サインの体系

- ・ 広範囲の地図による展望的な情報を提供し、目的地に近づくにつれて情報を絞り込む階層配置とする。
- ・ 鉄道駅など、徒歩による行動の起点を設定する。
- ・ 行動の起点から対象施設までの経路を特定し、設置基準に基づき連続的に誘導する。
- ・ 歩行者が立ち止まって利用するため、基本的に歩車道分離のある道路の歩道上や広場等に設置する。

[歩行者系サインの体系]



[案内誘導の概念図]



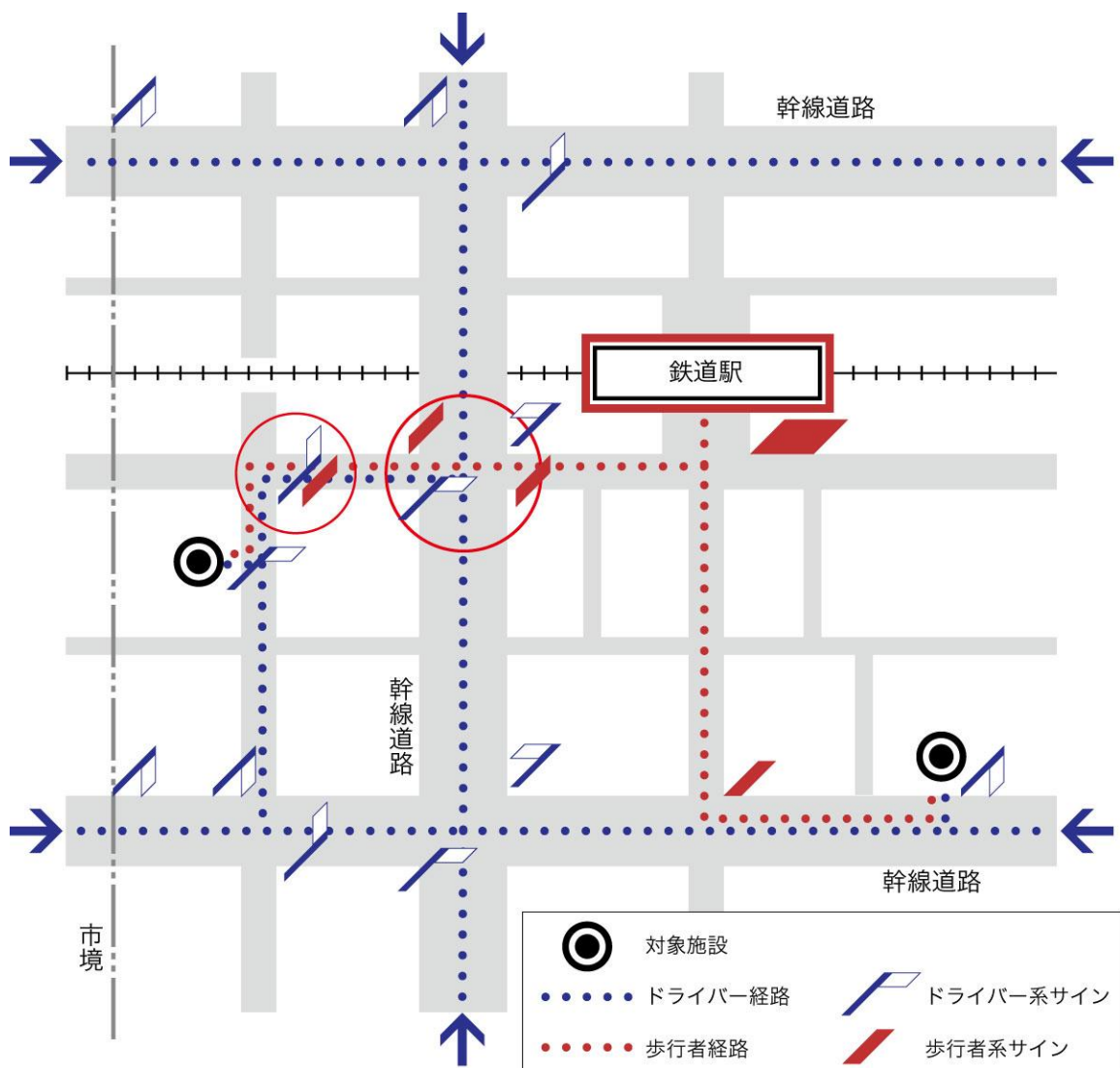
(3) 歩車兼用系サインの体系

- ・ 地図情報を持たないため、配置構造・設置位置・表示内容はドライバー系サインに準ずる。
- ・ ドライバー系と歩行者系とが併存する場合に、空間の圧迫や景観の阻害を低減するため、ドライバーと歩行者の双方に向けた系統として設定する。
- ・ 設置基数が抑えられるとともに、通常のドライバー系サインに比べコンパクトな構造であるため、コストを抑えることができる。

(4) サイン種別の組合せ

土浦市のサインシステムは、必要に応じて 3 つの種別を組み合わせることができる。下図に赤丸で示す部分は、ドライバー系と歩行者系のサインが重複することから、歩車兼用系サインの導入を検討する箇所を示す。

[サイン種別を複合した誘導案内の概念図]



4 サインデザイン

4-1 地域性の表現

(1) 地域性の表現について

公共サインはわかりやすい情報提供を行うことが本来の役割であり、周辺景観に配慮した機能的で耐久性のあるデザインが求められる。一方で、公共サインの計画は地域の環境特性に基づくものであり、また地域住民にかぎらず広範囲の人々が利用するものであるため、地域の個性を表現する役割も求められる。

公共空間における地域性とは地域の本質を表現すべきものである。そしてそのような地域性と機能性とを両立することで、長期間接することになる地域住民が愛着と誇りを持つことにつながる。

以上のことから、土浦市における公共サインのデザイン設定にあたって、「土浦らしさ」の表出について次のように設定した。

- 土浦らしさの本質を「霞ヶ浦の湖水と水戸街道を中心とする歴史性」とする。
- テーマカラーとして、湖水や歴史を感じさせる色彩である「青藍」(4.5PB 3/7)を採用する。
- 文字に明朝体を用いる。
- 全体に色味を抑え、構造材に角柱を使用するなどにより、やや重厚で格調の高いイメージを創出する。

4-2 サインデザイン

(1) ドライバー系サイン

一般的な F 型標識柱を基本に、土浦市らしさを表出することで道路管理者設置の標識との差異を明確にし、土浦市公共サインとしての個性化を図る。

- ・ 表示面は全面的に「青藍」で明朝体を使用し、角断面の構造材とする。
- ・ 構造材の色彩をダークグレー（10YR 3 / 0.2・国土交通省「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」より）とする。
- ・ 垂直部材には、歩行者に向けて現在地を表示する。
- ・ 水平部材と表示板の端部を揃え、シルエットの煩雑さを抑える。
- ・ 歩行者に対して無骨な印象を与えないよう、歩車道分離のある道路への設置を基本とする。

(2) 歩行者系サイン

歩行者系サインの対象地区である旧城下町周辺地区の景観との調和を図る。


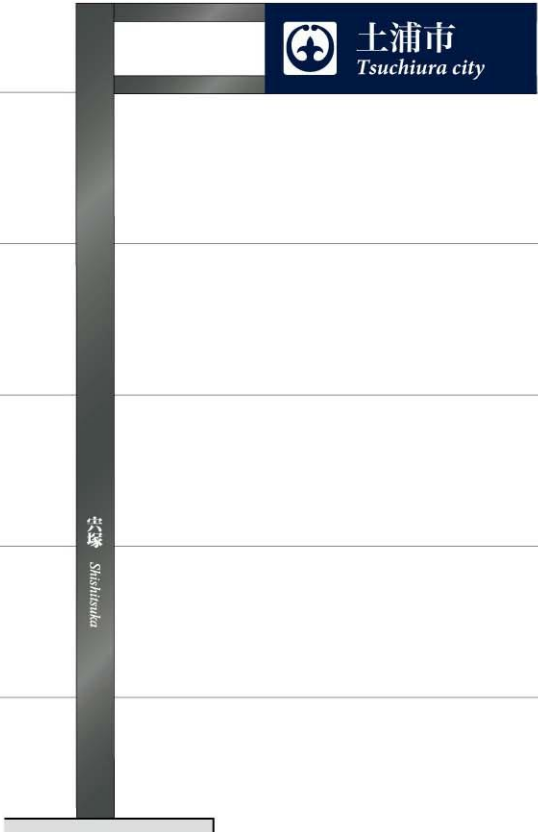

- ・ 角パイプにより表示板を支持する構造で、歩行者の進行方向（道路縦断方向）に「i」マークを表示し、サインの存在感を高める。
- ・ 地図は色数を抑えた表現とし、格調高く重厚な印象を与えるものとする。
- ・ 誘導サインに現在地周辺の地図を表示することで、目的地への経路を選択的に利用できるものとする。
- ・ 歩道への設置を基本とするが、利用空間が十分に確保できる広場や公共施設の敷地内などへの設置も効果的である。

(3) 歩車兼用系サイン

歩車兼用系サインの設置が想定される JR 土浦駅周辺地区および旧城下町周辺地区の景観との調和を図る。

- ・ 歩道の施設帯からオーバーハングする F 型と、オーバーハング部がなく歩車道未分離の道路にも設置できる I 型の 2 タイプを設定する。
- ・ I 型は設置条件に対する自由度が高いため、きめ細かな誘導が可能となる。

次ページより、系統・種別ごとの基本デザインを示す。



ドライバー系 市名サイン	
S=1/50	
 <p>上面</p>	
<p>7,000</p> <hr/> <p>6,000</p> <hr/> <p>5,000</p> <hr/> <p>4,000</p> <hr/> <p>3,000</p> <hr/> <p>2,000</p> <hr/> <p>1,000</p> <hr/> <p>GL</p> <hr/>	
 <p>正面</p>	 <p>側面</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市名を表示 ・主要幹線道路の市境に設置
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市名 ・土浦市徽章
大きさ	H : 5,400 W : 3,050 D : 250 (表示板 H : 600 W : 1,800)

ドライバー系 誘導サイン（1施設）

S=1/50



<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 案内経路上の交差点、分岐点、目的施設の直近に設置 対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離を表示
<p>表示内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設名称、ピクトグラム・シンボルマーク 矢印、距離
<p>大きさ</p>	<p>H : 5,400 W : 3,750 D : 250 （表示板 H : 600 W : 2,500）</p>

ドライバー系 誘導サイン（3施設）	
S=1/50	
 <p>上面</p>	
	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 案内経路上の交差点、分岐点、目的施設の直近に設置 対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離を表示
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設名称、ピクトグラム・シンボルマーク 矢印、距離
大きさ	H : 6,600 W : 3,750 D : 250 （表示板 H : 1,800 W : 2,500）

ドライバー系 記名サイン

S=1/50



<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的施設の入り口の直前に設置 ・ 対象施設の名称を表示 ・ 既存の施設看板の状況を確認し、必要な整備を行う
<p>表示内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設名称、ピクトグラム
<p>大きさ</p>	<p>H : 5,400 W : 3,750 D : 250 (表示板 H : 600 W : 2,500)</p>

歩行者系 総合サイン

S=1/20



<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の拠点（駅前広場等）に設置 ・夜間の事故等防止のため、側面に反射素材によるポイントを取り付ける ・利用者が立ち止まる空間を十分に確保することが必要
<p>表示内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦市の全市地図 ・現在地を含む 1km 四方程度の地域案内図
<p>大きさ</p>	<p>H : 2,500 W : 1,960 D : 180 (表示板 H : 1,880 W : 1,820)</p>

歩行者系 地域案内サイン

S=1/20



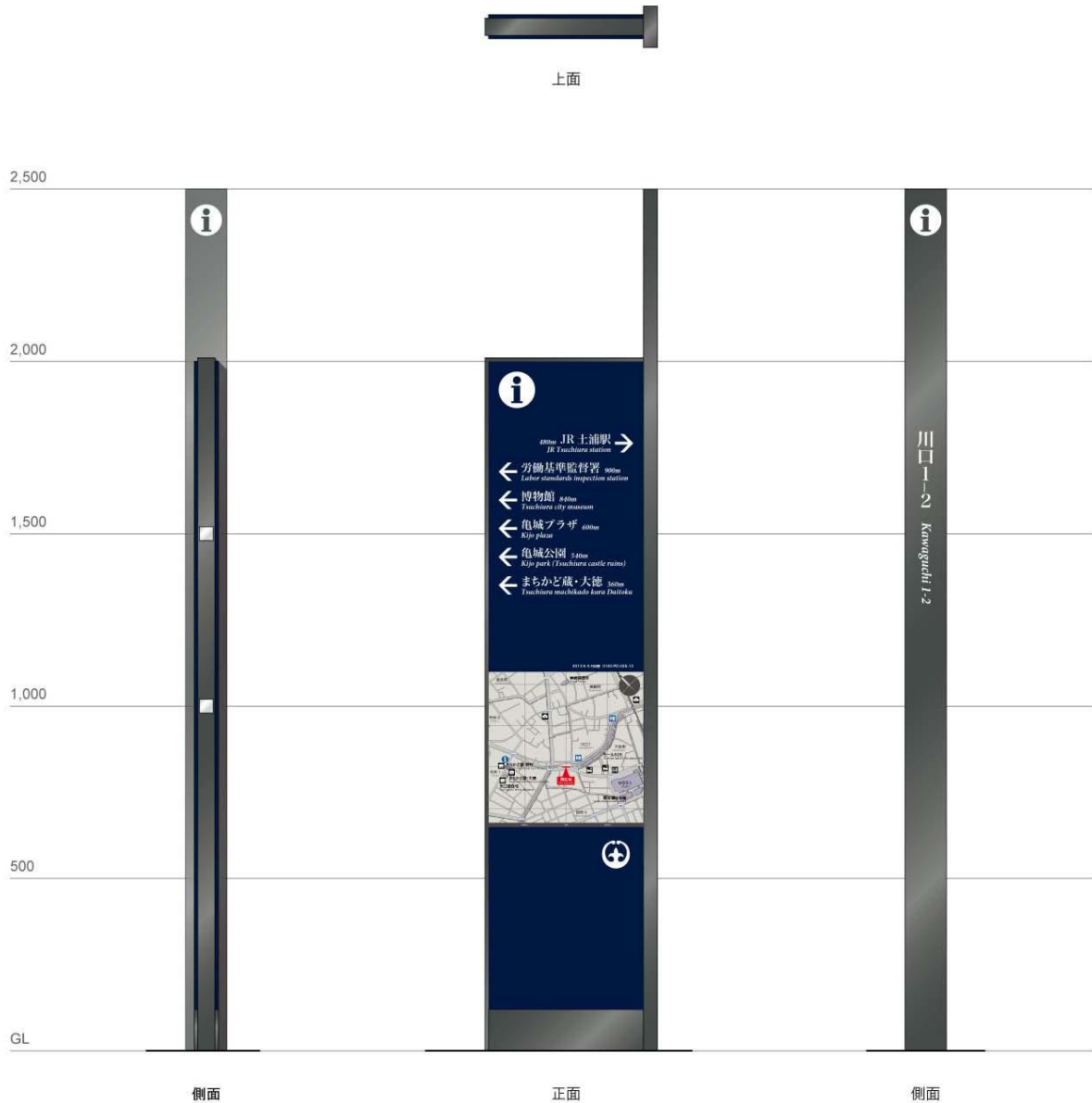
上面



<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案内経路上の主要交差点、広場等に設置 ・夜間の事故等防止のため、側面に反射素材によるポイントを取り付ける ・利用者が立ち止まる空間を十分に確保することが必要
<p>表示内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在地を含む 1km 四方程度の地域案内図
<p>大きさ</p>	<p>H : 2,500 W : 940 D : 180 (表示板 H : 1,880 W : 900)</p>

歩行者系 誘導サイン

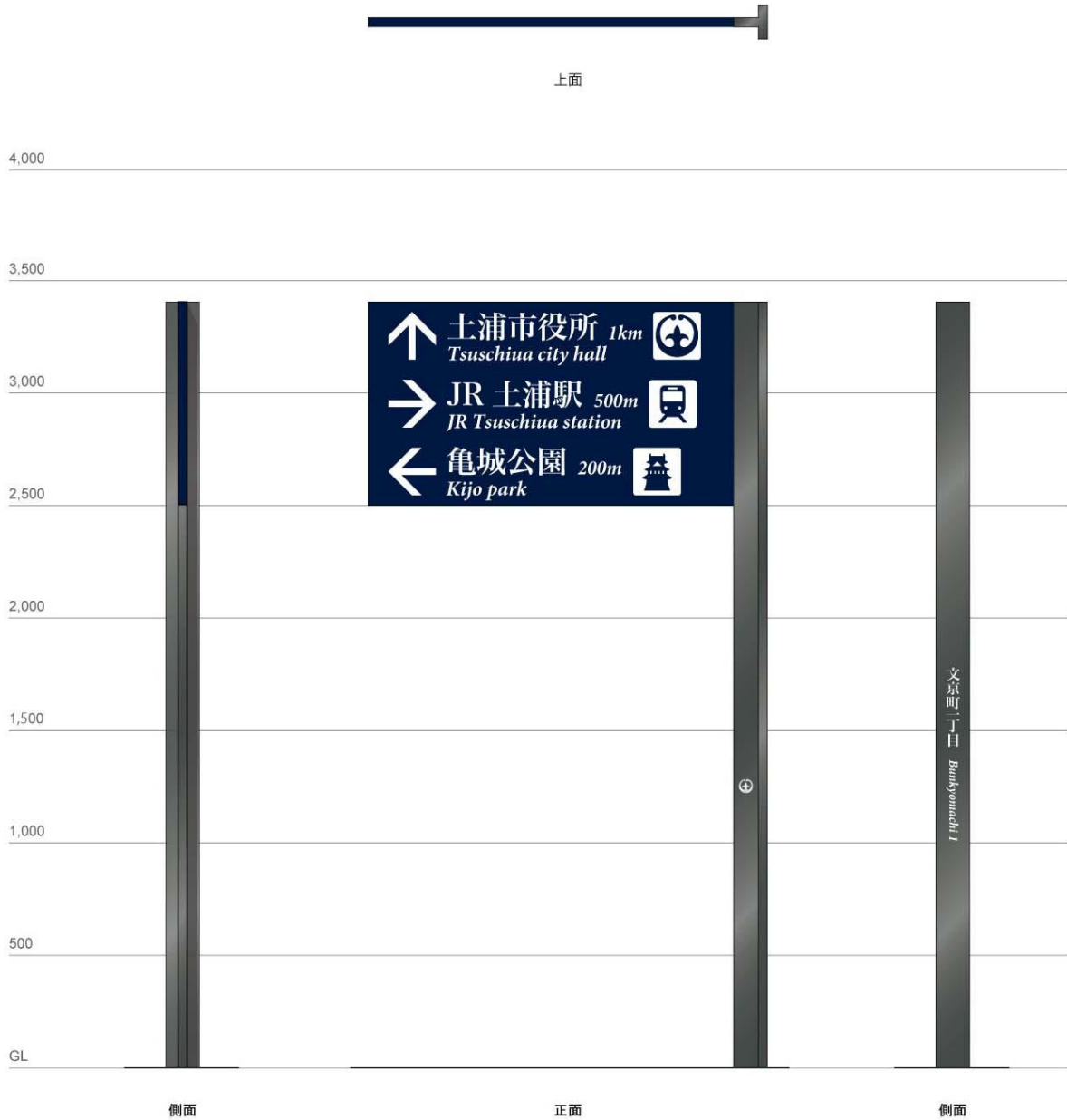
S=1/20



概要	<ul style="list-style-type: none"> 案内経路上の交差点、分岐点に設置 夜間の事故等防止のため、側面に反射素材によるポイントを取り付ける
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離 現在地を含む 500m 四方程度の簡易な地図
大きさ	H : 2,500 W : 490 D : 120 (表示板 H : 1,880 W : 450)

歩車兼用系 誘導サイン F型

S=1/30

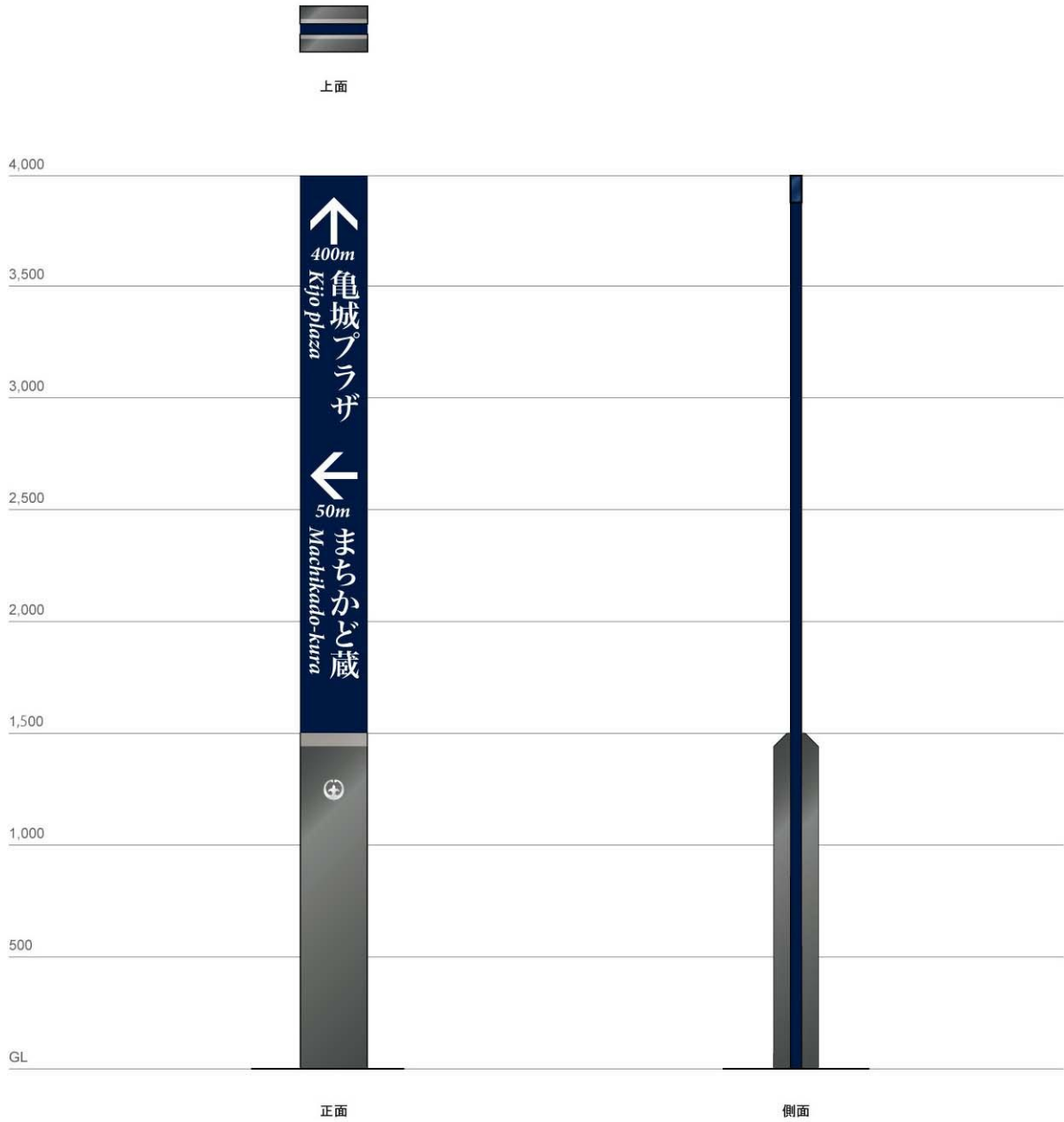


概要	・案内経路上の交差点、分岐点、目的施設の直近に設置
表示内容	・対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離
大きさ	H : 3,470 W : 1,900 D : 210 (表示板 H : 900 W : 1,900)

歩車兼用系 記名サイン F型	
S=1/30	
<p style="text-align: center;">上面</p> <p style="text-align: center;">側面 正面 側面</p>	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的施設の入りの直前に設置 ・ 既存の施設看板の状況を確認し、必要な整備を行う
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設の名称、ピクトグラム
大きさ	H : 2,870 W : 1,900 D : 210 (表示板 H : 300 W : 1,900)

歩車兼用系 誘導サイン I型

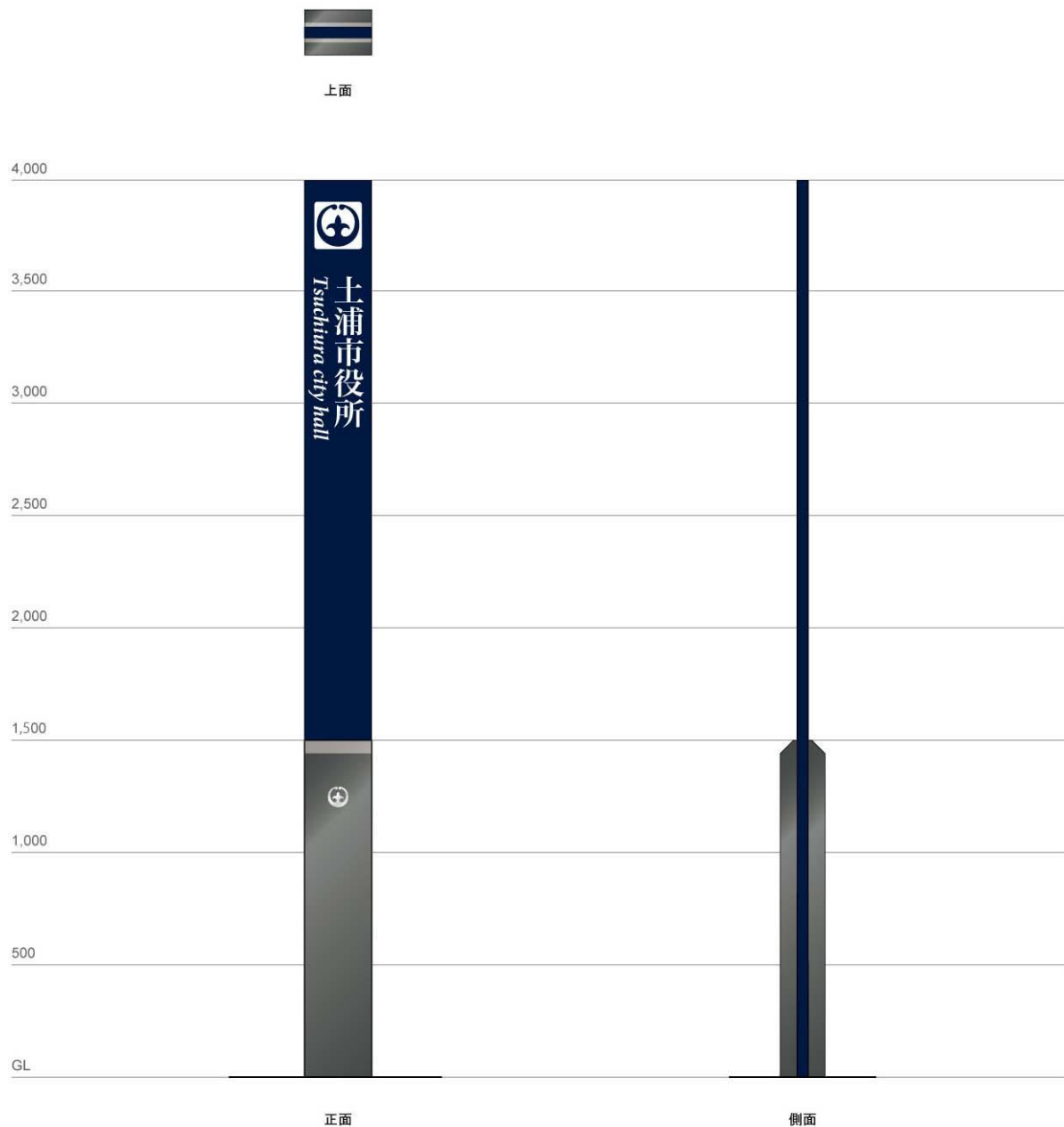
S=1/30



概要	・案内経路上の交差点、分岐点、目的施設の直近に設置
表示内容	・対象施設の名称および方向、施設までの概略の距離
大きさ	H : 4,000 W : 300 D : 200 (表示板 H : 2,500 W : 300)

歩車兼用系 記名サイン I型

S=1/30



概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的施設の入りの直前に設置 ・ 既存の施設看板の状況を確認し、必要な整備を行う
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象施設の名称、ピクトグラム
大きさ	H : 4,000 W : 300 D : 200 (表示板 H : 2,500 W : 300)

5 表記基準

5-1 言語・文字

サインに用いる言語は日本語を基本とし、英語を併記することを基本とする。表記にあたっては、サイン全体の一貫性を持たせることが重要である。

(1) 日本語

① 基本事項

- 国文法、現代仮名づかいによる表記とし、数字は算用数字を用いる。ただし固有名詞についてはこの限りではない。
- 同じ対象が異なった表現で表記されないよう注意する。
- 地名、人名など読み難い漢字、および子どもを対象とした公共施設には、ふりがなを付記するなどの配慮をすることが望ましい。

② 表記方法

地点名称

既存の標識や交通拠点（鉄道駅など）で使用されている名称と矛盾が起らないように調整を図る。

地名として用いる数字は、漢数字を用いる。

例) 中央二丁目

河川・道路名称等

日常的に呼称されている名称または愛称が設定されるものなどは、認知度を考慮した、わかりやすい名称を用いる。

例) 国道 125 号 → 亀城通り

施設名称

土浦市が所管する正式な施設名称の使用を原則とする。ただし次のような場合には、関係機関と調整する。

- ・ 正式名称が長すぎるもの
- ・ 正式名称よりも明らかに理解されやすい通称や愛称があるもの
- ・ 総称する名称があるものや、一つの施設が複数の施設を含むもの
- ・ アルファベットによる名称表記が慣用化されているもの

例) JR NTT NHK

(2) 外国語

① 基本事項

- 土浦市が所管する正式な英語名称の使用を原則とし、固有名詞の部分をヘボン式のローマ字で、普通名詞の部分を英訳で表記する。
- 大文字書き出し、小文字つづりとする。
- 主に特定の言語圏の利用者を対象とした施設名称は、施設管理者と協議のうえ、日本語・英語に加え、特定外国語の表記を検討する。

② 表記方法

地点名称

町名は英訳せず、町目は数字のみで表記する。

例) 中央二丁目→Chuo 2

表記が長く読みにくい語は、「-」(ハイフン)で分割し、小文字で結ぶ。

例) 上高津新町→Kamitakatsu-shinmachi

河川・道路名称等

河川名は、固有名詞+River と表記する。

例) 桜川→Sakuragawa river

国道の路線は Route に続けて路線番号を表示する。

例) 国道 125 号→Route 125

道路名称のうち「〇〇通り」は固有名詞+street と表記する。

例) 亀城通り→Kijodori street

鉄道路線名は、固有名詞+Line と表記する。

例) JR 常磐線→JR Joban line

施設名称

駅名は、固有名詞+Station と表記する。

例) JR 土浦駅→JR Tsuchiura station

慣用上固有名詞と普通名詞を切り離すことが不自然な場合は、普通名詞の部分も含めてローマ字表記とし、必要に応じて英語を付記する。

例) 常福寺→Johukuji temple

施設の一般名称部分は、正式な英訳による表記を原則とする。ただし慣用化された略語がある場合は、表示面の煩雑化を避けるため、略語を使用しても良い。

例) Station→Sta. River→Riv. Street→St. Bridge→Br.

Elementary School→Elem. Junior High→Jr.high

University→Univ. Gymnasium→Gym.

Expressway→Exp. Interchange→IC Junction→JCT

(3) 書体

① 基本事項

- サインに用いる文字の書体は、デジタルフォントを使用する。

▼ 和文書体

- 土浦市のサインに使用する和文書体は、土浦の地域性である“歴史性と重厚感”を表現するため、「明朝体」を用いる。
- 地図上の文字表記など、文字が小さく判読性に問題がある場合は、視認性に優れた「角ゴシック体」を使用する。
- 表示スペースに対して名称が長すぎる場合は、第一に文字間隔を調整する。そのうえで、短い名称となるよう名称を変更する。なお名称を変更する場合は、所管部署の了解を得る必要がある。それでも長すぎる場合は、横組み表記は長体を、縦組み表記は平体を、それぞれかける。

▼ 英文書体

- 和文書体の明朝体に対応し、英文書体は「セリフ書体」を用いる。ただし和文に角ゴシック体を用いる場合は「サンセリフ書体」を用いる^{※1}。
- 表示スペースに対して名称が長すぎる場合は、第一に同じ書体ファミリーの「コンデンスド書体」を用いる^{※2}。そのうえで、文字間隔を調整する。それでも長すぎる場合は、文字に長体をかける。ただし1つの単語に混在させない。
- 和文表記が縦組みの場合でも、英文表記は縦組みとせず、時計回りに90度回転して表示する。

※1：セリフ書体／サンセリフ書体：英数文字の線の端に付けられる飾りのことを「セリフ」といい、「セリフ書体」はセリフ付きの書体、「サンセリフ書体」はセリフのない書体のことを指す。

※2：コンデンスド書体：「Condensed＝凝縮（圧縮）された」という意味で、標準の書体に比べ字幅方向が狭い書体である。

② 表示例

[明朝体の表示例 推奨フォント：ヒラギノ明朝 Pro W6]



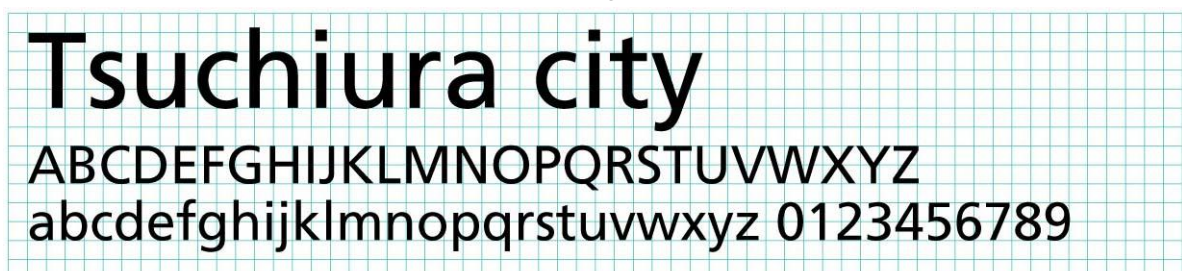
[セリフ書体の表示例 推奨フォント：Minion Pro Bold Italic]



[角ゴシック体の表示例 推奨フォント：ヒラギノ角ゴシック Pro W6]



[サンセリフ書体の表示例 推奨フォント：Frutiger 55 Roman]



5-2 記号

(1) ピクトグラム

ピクトグラムとは、抽象化・単純化された絵を用いて多くの人に共通の意味を伝える記号である。言語によらず直感的に伝達できるため、ユニバーサルデザインの観点からも積極的な導入が望ましい。

① 基本事項

- 「JIS Z 8210 案内用図記号」に規定されたものを使用する。
- 個別施設や団体を示す「シンボルマーク」とは区別する。
- ピクトグラムの意味を示す場合は、JIS に規定された和文・英文を基本に用いる。ただし他の呼称が広く認知されている場合は、適宜変更できるものとする。
- 地図上にピクトグラムを多用すると、凡例の増大や地図そのものを覆い隠すなどのデメリットがあることに注意する。

② ピクトグラムの例

一般施設




便益施設



安全施設



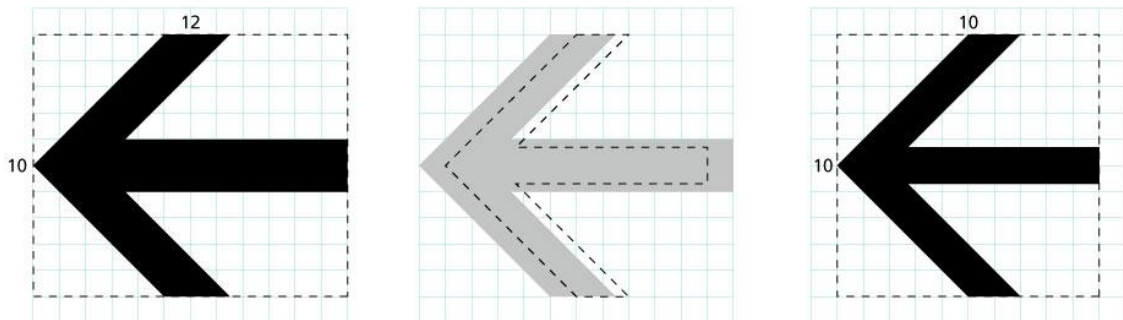
③ ピクトグラムの色彩

ピクトグラム	色彩の原則
一般施設のピクトグラム	<ul style="list-style-type: none"> 色彩が指定されていないピクトグラムは、高明度の地に低明度の図形（ポジ表現）、低明度の地に高明度の図形（ネガ表現）のどちらを用いても良い（下図参照）。 地図上に用いる場合は、視認性を高めるため、ネガ表現を基本とする。 <div style="text-align: center;">  <p>ポジ表現 ネガ表現</p> </div>
便益施設のピクトグラム	<ul style="list-style-type: none"> 他の図記号との識別性、判読性を高めるため、基本的に青地に白図として統一する。
安全施設のピクトグラム	<ul style="list-style-type: none"> 統一された色彩を用いる。

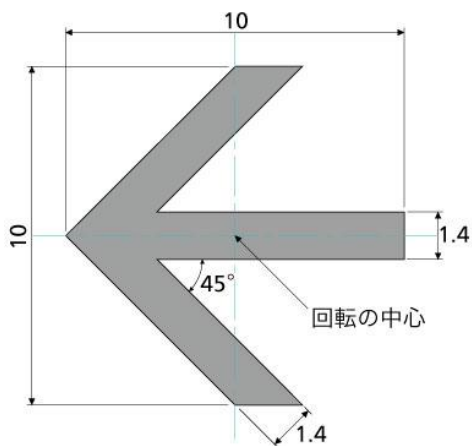
④ 矢印について

表示面の中で矢印をより大きく表示するため、JIS Z 8210 に規定の矢印をもとに次のように改良して用いる。

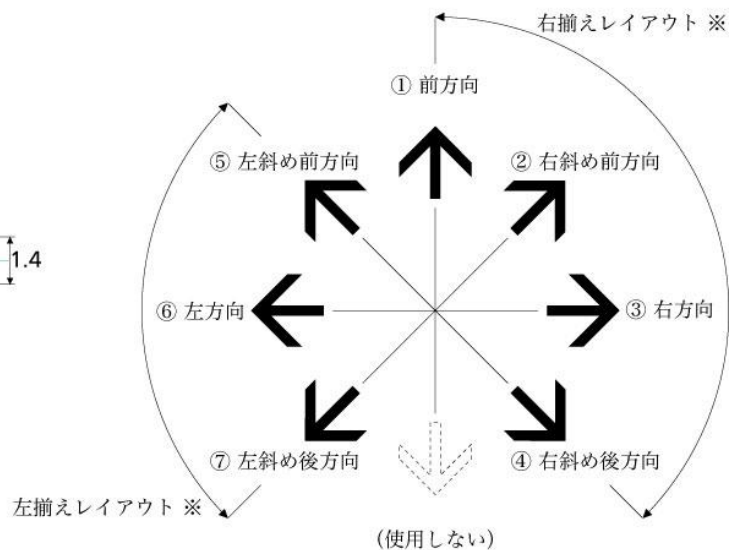
JIS Z 8210 → 土浦市公共サインの矢印



矢印の割付図（数字は比率を表す）



矢印の方向と優先順位（①～⑦）



※ 歩行者系誘導サインにおいては、矢印の方向により板面のレイアウトを右左揃えに調整する。

(2) シンボルマーク

① 基本事項

- JIS Z 8210 に規定されない事象を地図上に効率的に表現するため、および固有の施設類の市民への認知や親しみやすさを向上させるため、シンボルマークを使用する。
- シンボルマークは土浦市公共サインに独自に設定するものであり、ピクトグラムや一般の地図記号とは区別する。

② シンボルマークの例

一般施設



学校
School



国道
National road



県道
Prefectural road



踏切
Railroad crossing



信号機
Signal

特定施設



土浦市役所
Tsuchiura city hall



小町の館
Komachi-no yakata

5-3 地図

歩行者系サインには、土浦市全体の地理的概要や現在地周辺の道路、施設の位置関係を把握できる地図を表示する。地図は、情報量が多いこと、目的や場所によって表示面積や情報が異なること、複数の地図が統一的な表現である必要がある。

土浦市公共サインのシステムで用いる案内地図は、次に示す3種である。

1. 全市図	総合案内サインにおいて、土浦市の全域を表示する
2. 地域案内図	総合案内サイン・地域案内サインにおいて、現在地周辺の道路や施設の位置関係を表示する
3. 周辺案内図	施設誘導サインにおいて、現在地周辺の道路や施設の位置関係を表示するもので、必要に応じて表示する

(1) 全市図

歩行者系サインの総合案内サインは、歩行者の行動の起点となる場所に設置されるもので、土浦市においてはJR常磐線の各駅が想定される。鉄道駅の利用者は土浦市民だけでなく広域にわたり、なかには土浦市を初めて訪問する者もあるため、全市図の役割として土浦市の全体像に加え、土浦市のもつ雰囲気や魅力を伝えることも求められる。

① 基本事項

総合案内サイン（歩行者系）に表示する

表示範囲 …… 土浦市全域

表示面寸法 …… H：1,000mm×W：900mm

縮尺 …… 1/20,000 程度

方位 …… 常に北上位

② 表示内容

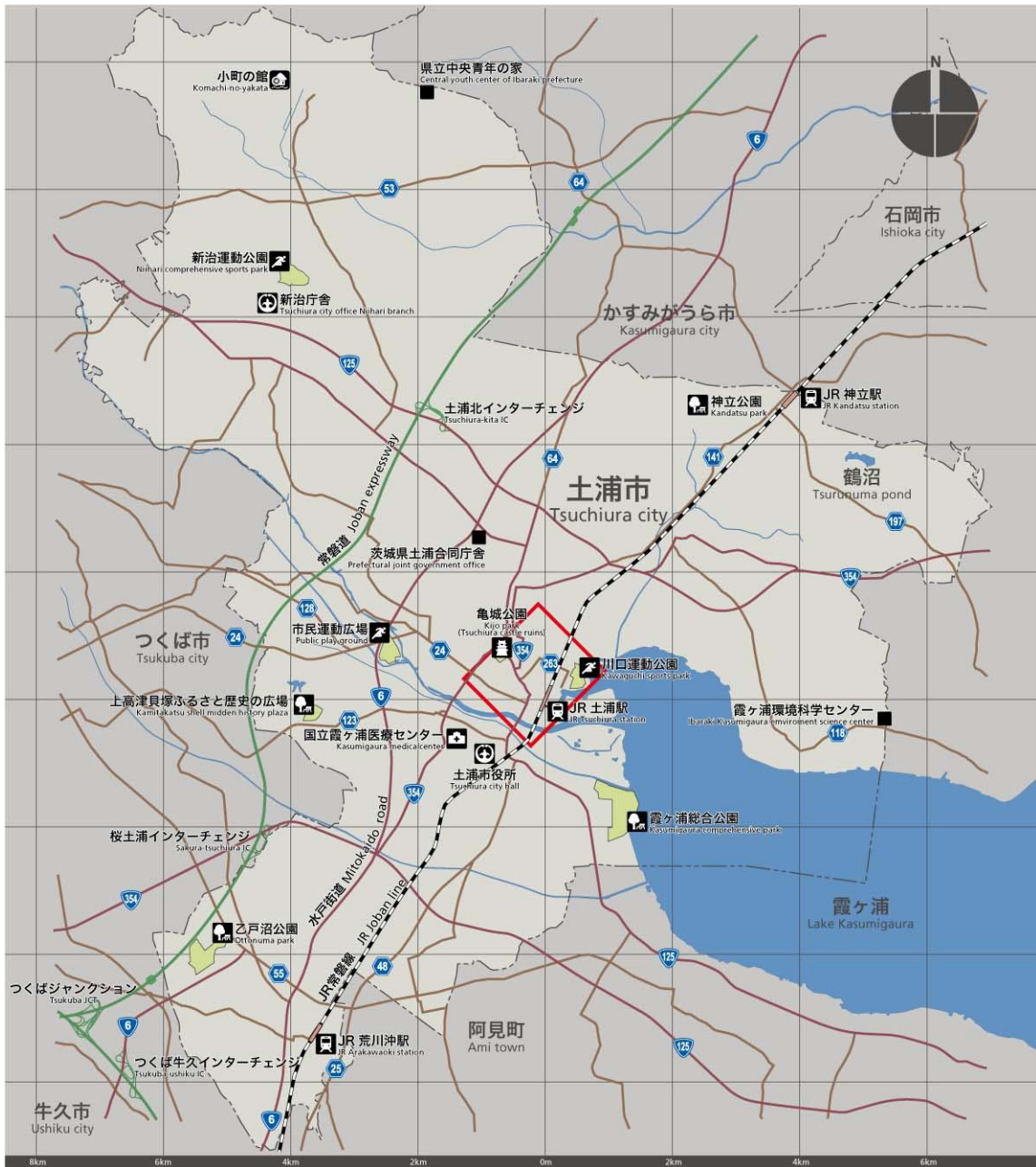
種別	項目	表示方法
地勢等	市域、地域以外の区域 河川、湖、池など	<ul style="list-style-type: none"> 色面により平面的に表現 主要なものには名称を表示
道路等	国道 県道・市道 高速道路	<ul style="list-style-type: none"> 路線は線などの図形的表現で、色で区別して表示 トンネル部・地下部分は破線で表示 国道は国道番号マークを路線上に表示 県道は路線番号マークを路線上に表示 高速道路は名称表示、IC・JCTは名称を表示
交通機関	鉄道（JR常磐線）	<ul style="list-style-type: none"> 路線および路線名称を表示 鉄道駅は、駅舎の位置に記号を表示し和文名称を表示
施設類	主要公共施設 主要観光施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の場所を位置表示し、ピクトグラムおよび名称を表示 公園・緑地などは、敷地を色面で表示
市域外	市町村名 主要幹線道路 交通機関	<ul style="list-style-type: none"> 县市町境を線によって表現し、市町村名を表示 土浦市内に表示された各道路・交通機関の延長を適宜表示 地表面は市域と異なる色彩とする
補足情報	<ul style="list-style-type: none"> 地域案内図の表示範囲を全市図上に表示する 距離感を把握するため、一定間隔のグリッドとスケールバーを表示する 方位を表示する 地図上に用いたピクトグラムやシンボルに対し凡例を表示する 	

③ 全市案内図に用いる色彩等

種別	名称	表示例	色彩・線の設定
境界線	市境		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：1.0mm 二点鎖線
地勢・地盤等	市域		面：16.5 / 12.5 / 17 / 0 線なし
	市域外		面：25 / 20 / 20 / 0 線なし
	水面（湖・河川等）		面：65 / 35 / 10 / 0 線なし
道路等	国道		線：50 / 80 / 60 / 0 幅：2.0mm
	県道・主要地方道		線：50 / 60 / 70 / 0 幅：2.0mm
	自動車専用道路		面：68 / 19 / 75 / 0 幅：1.0mm 線：80 / 50 / 90 / 15 幅：0.25mm
	鉄軌道		白線：0 / 0 / 0 / 0 幅：2.0mm 黒線：0 / 0 / 0 / 100 幅：3.0mm
施設類	建物（鉄道駅等）		面：20 / 45 / 40 / 0 線：0 / 0 / 0 / 100 幅：0.2mm
	公園・緑地		面：22 / 5 / 50 / 0 線：0 / 0 / 0 / 85 幅：0.5mm
記号	一般施設ピクトグラム		地：0 / 0 / 0 / 100 図：0 / 0 / 0 / 0
	公共施設位置目印		面：0 / 0 / 0 / 100
	国道・県道番号		地：100 / 60 / 0 / 0 図：0 / 0 / 0 / 0
文字	施設名称	JR 土浦駅 JR Tsuchiura station	0 / 0 / 0 / 100
	市町村名	土浦市 Tsuchiura city	0 / 0 / 0 / 85
その他	地域案内図表示範囲		線：0 / 100 / 100 / 0 幅：3.0mm
	スケールグリッド		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：0.3mm
	スケールバー		地：0 / 0 / 0 / 85 図：0 / 0 / 0 / 0
	方位		地：0 / 0 / 0 / 85 図：0 / 0 / 0 / 0

表内の数値「X / X / X / X」は、プロセスカラーにおける CMYK の値を示す。

⑤ 全市図作成例



(2) 地域案内図

利用者が現在位置周辺の地理を理解し、実際に目的地に移動する経路を判断するための地図である。移動の手がかりとなる施設などをきめ細かに表示することが求められる。

① 基本事項

総合案内サイン・地域案内サイン（歩行者系）に表示する

表示範囲…… 現在地を含む 1.5～2km 四方程度の地域

表示面寸法 …… H：1,000mm×W：900mm

縮尺 …………… 1/1,000～1/1,500 程度

方位 …………… 利用者の前方を地図の上方とする

② 表示内容

1：一般情報

種別	項目	表示方法			
		地図		記号 (ピクト等)	名称 (文字)
		面表現	線表現		
地勢等	河川、湖、池、緑地	○	—	—	△
境界	市境界	○	○	—	○
	町丁界	—	○	—	○
	番地	—	—	—	○
道路	一般道路・街路	○	—	—	△
	ペDESTリアンデッキ、横断歩道橋	○	—	—	—
	地下歩道、階段部	—	○	—	—
	信号	—	—	○	△
	踏切	—	—	○	—
	橋・トンネル等	○	○	—	△
交通機関	鉄軌道路線	○	○	—	○
	鉄軌道駅	○	—	○	○
	タクシーのりば	—	—	○	—

注) ○：表示する △：地図の見やすさと必要性を考慮して判断する —：表示しない
面表現：建物や敷地の外形を面的に表現する 線表現：主に外形線を表現する

2：施設情報

種別	項目	表示方法			
		地図		記号 (ピクト等)	名称 (文字)
		面表現	線表現		
案内所	案内所（有人）	—	—	○	—
	情報コーナー（歩行者系サインの拠点）	—	—	○	—
公共・ 公的施設	官庁またはその出先機関	○	—	△	○
	警察署	○	—	○	○
	派出所	—	—	○	—
	直営郵便局	○	—	○	○
	簡易郵便局	—	—	○	—
	消防署	○	—	○	○
	国の機関、公共地方サービス機関、 その他官署	○	—	△	○
	総合病院	○	—	△	○
	学校	○	—	△	○
	幼稚園・保育園	○	—	—	△
	体育館・運動場	○	—	○	○
	駐車場・駐輪場	△	—	○	—
	公衆トイレ	△	—	○	—
	図書館	○	—	—	○
	市民会館	○	—	—	○
	公園（都市公園以上）	○	—	○	△
美術館、博物館	○	—	○	○	
名所・旧跡	神社、仏閣、寺院、教会、史跡	○	—	△	△
その他の 施設	総合レジャー施設 等	○	—	—	○
	大規模なデパート、スーパーマーケット	○	—	—	△
	大規模なホテルおよび旅館	△	—	○	△
	モニュメント類、公的賃貸住宅団地、 大規模な工場 等	○	—	—	○
	普通銀行・信託銀行・信用金庫	—	—	△	—
	観光施設、コンベンション施設 等	○	—	△	△
広域避難場所		—	—	○	—

注) ○：表示する △：地図の見やすさと必要性を考慮して判断する —：表示しない
面表現：建物や敷地の外形を面的に表現する 線表現：主に外形線を表現する

3：補足情報

- ・現在地と方位を表示する。
- ・現在地からの距離感を把握するため、グリッドとスケールバーを表示する。
- ・地図上に用いた記号やシンボル、ピクトグラムに対し凡例を表示する。

④ 地域案内図に用いる色彩等

種別	名称	表示例	色彩・線の設定
境界線	市境		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：1.0mm 二点鎖線
	町境		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：1.0mm 一点鎖線
	町目境		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：1.0mm 点線
地勢・地盤等	水面（湖・河川・池・水路等）		面：65 / 35 / 10 / 0 線なし
	街区		面：16.5 / 12.5 / 17 / 0 線なし
道路等	国道・県道・市道・私道		面：35 / 28 / 28 / 0 線なし
	自動車専用道路		面：68 / 19 / 75 / 0 線：80 / 50 / 90 / 15 幅：0.5mm
	ペDESTリアンデッキ・歩道橋		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：1.0mm 面なし
	橋・陸橋		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：1.0mm 面なし
	アンダーパス		線：0 / 0 / 0 / 85 点線 幅：0.5mm 面なし
	信号機		面：100 / 60 / 0 / 0 線なし H 5.0mm W 15.0mm
	鉄軌道		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：3.0mm
施設類	建物		面：20 / 20 / 0 / 25 線：0 / 0 / 0 / 85 幅：0.5mm
	建物影		面：0 / 0 / 0 / 65 線なし
	施設敷地		面：15 / 15 / 0 / 0 線：0 / 0 / 0 / 85 幅：0.5mm
	公園・緑地		面：22 / 5 / 50 / 0 線：0 / 0 / 0 / 85 幅：0.5mm
記号	一般施設ピクトグラム		地：0 / 0 / 0 / 100 図：0 / 0 / 0 / 0
	便益施設ピクトグラム		地：100 / 60 / 0 / 0 図：0 / 0 / 0 / 0
	避難場所ピクトグラム		地：81 / 0 / 100 / 0 図：0 / 0 / 0 / 0
	公共施設位置目印		面：0 / 0 / 0 / 100
	国道・県道番号		地：100 / 60 / 0 / 0 図：0 / 0 / 0 / 0
文字	施設名称	JR 土浦駅 JR Tsuchiura station	0 / 0 / 0 / 100
	町丁名	大和町 Yamatomachi	0 / 0 / 0 / 85
	番地	(2)	0 / 0 / 0 / 85
その他	現在地		地：0 / 100 / 100 / 0 図：0 / 0 / 0 / 0
	スケールグリッド		線：0 / 0 / 0 / 85 幅：0.3mm
	スケールバー		地：0 / 0 / 0 / 100 図：0 / 0 / 0 / 85
	方位		地：0 / 0 / 0 / 85 図：0 / 0 / 0 / 0
	施設名称引出し線		線：0 / 0 / 0 / 100 幅：0.3mm

表内の数値「X / X / X / X」は、プロセスカラーにおける CMYK の値を示す。

⑤ 作成例



(3) 周辺案内図

歩行者系の誘導サインにおいて、誘導施設数が少ない場合に表示面の空き部分を利用して、現在位置周辺の地理を理解するための地図である。移動の手がかりとなる情報を表示する。

① 基本事項

誘導サイン（歩行者系サイン）に表示する

表示範囲 現在地を含む 500m 四方程度の地域

表示面寸法 H : 450mm × W : 450mm

縮尺 1 / 1,500 程度

方位 利用者の前方を地図の上方とすることを基本に、設置位置により調整

② 表示内容等

掲載する一般情報・施設情報・補足情報、使用する色彩は、地域案内サインに準ずる。

③ 作成例



5-4 板面レイアウト(サインフェイス)

視認性に配慮して、文字およびピクトグラム等の図形の大きさを設定する。また両者は組合せて表示する機会が多いため、その大きさの比率を設定する。

(1) 文字・記号の大きさ

① 基本事項

- 文字の大きさは、横組の場合は文字の高さ（文字高）を基準とし、縦組みの場合は、文字の幅を基準とする。
- 英数字の文字高は、日本語文字高の 1/2 とする。
- ピクトグラムおよび矢印の大きさは、外形枠の大きさを基準とし、大きさは日本語文字高の 1.75 倍程度とする。
- 表示面の視距離を最小 50cm と想定し、日本語表記の最小文字高を 5.0mm とする。

[参考図]



数字は比率を示す。

ドライバー系サイン 市名表示

[基準寸法]



[作成例]



ドライバー系サイン 誘導表示（単一施設）

[基準寸法] ピクトグラム・シンボルマークがある場合



[作成例]



[基準寸法] ピクトグラム・シンボルマークがない場合



[作成例]



ドライバー系サイン 誘導表示 (複数施設)

[基準寸法]



[作成例]



ドライバー系サイン 記名表示

[基準寸法] ピクトグラム・シンボルマークがある場合



[作成例]



[基準寸法] ピクトグラム・シンボルマークがない場合



[作成例]

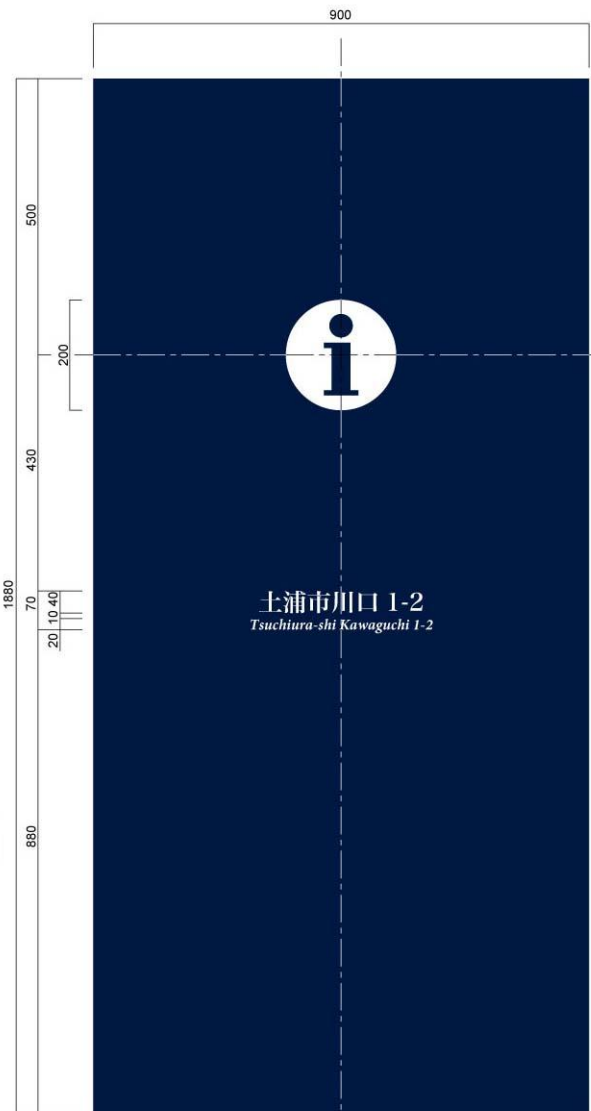


歩行者系サイン 全市案内表示

[作成例]

<表面>

<裏面>



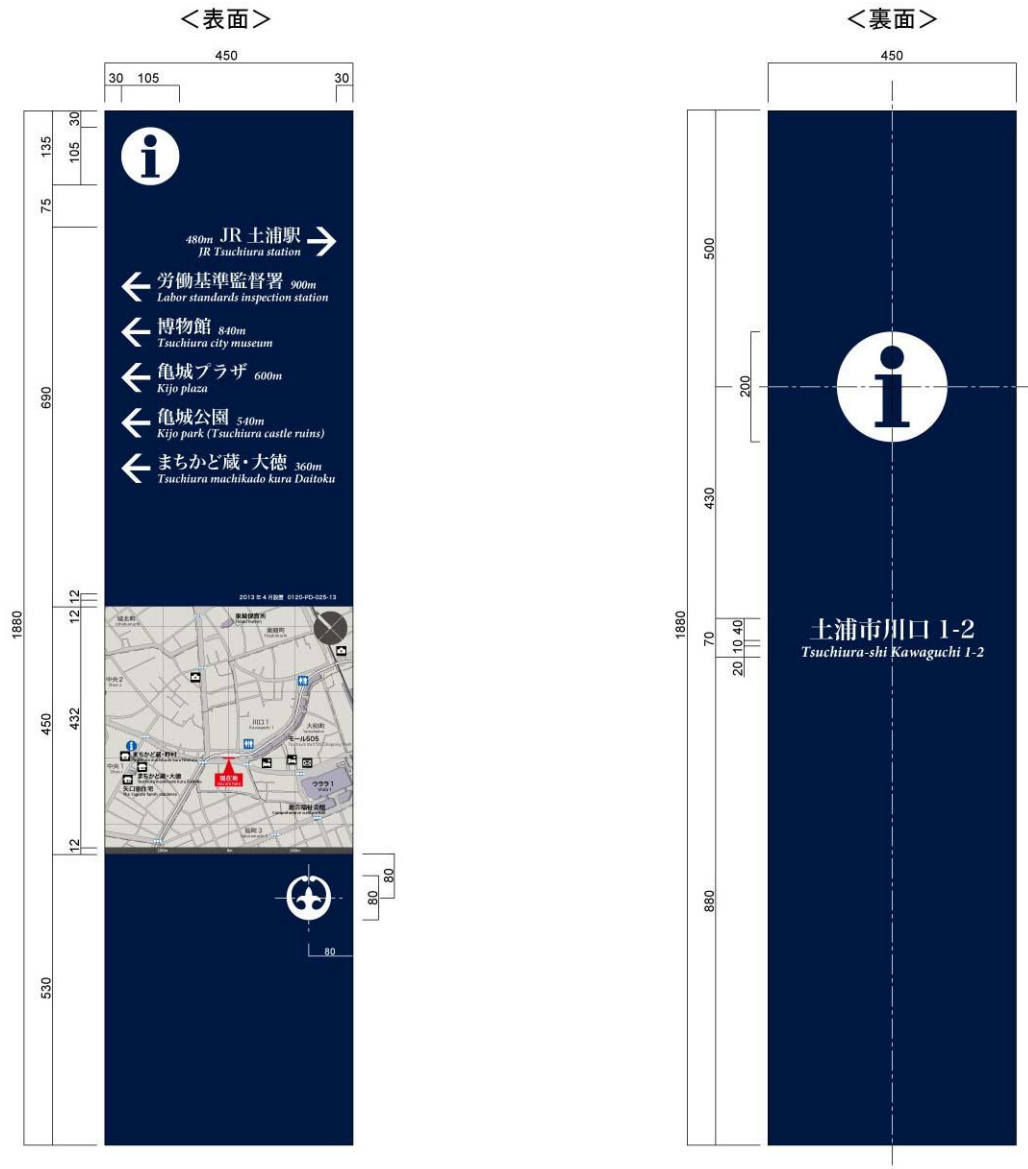
歩行者系サイン 地域案内表示

[作成例]



歩行者系サイン 誘導表示

[作成例]



歩車兼用系サイン F型 誘導表示

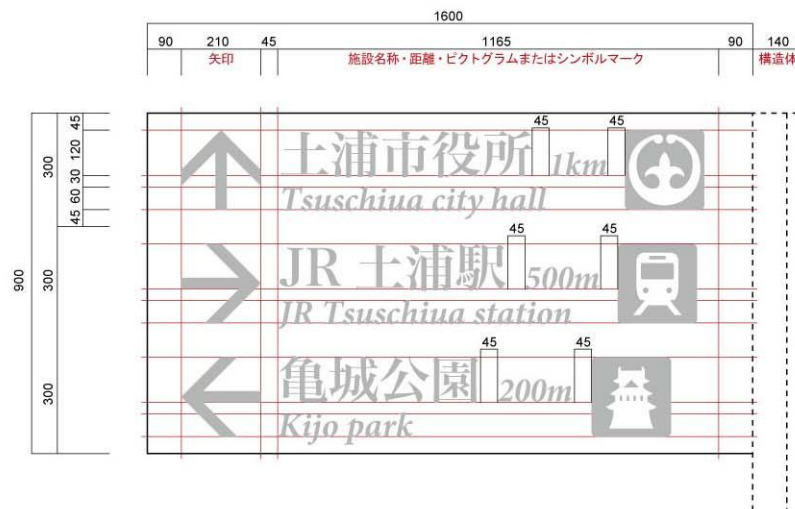
[基準寸法：単一施設]



[作成例]



[基準寸法：複数施設]



[作成例]



歩車兼用系サイン F型 記名表示

[基準寸法：ピクトグラム・シンボルマークがある場合]



[作成例]



[基準寸法：ピクトグラム・シンボルマークがない場合]

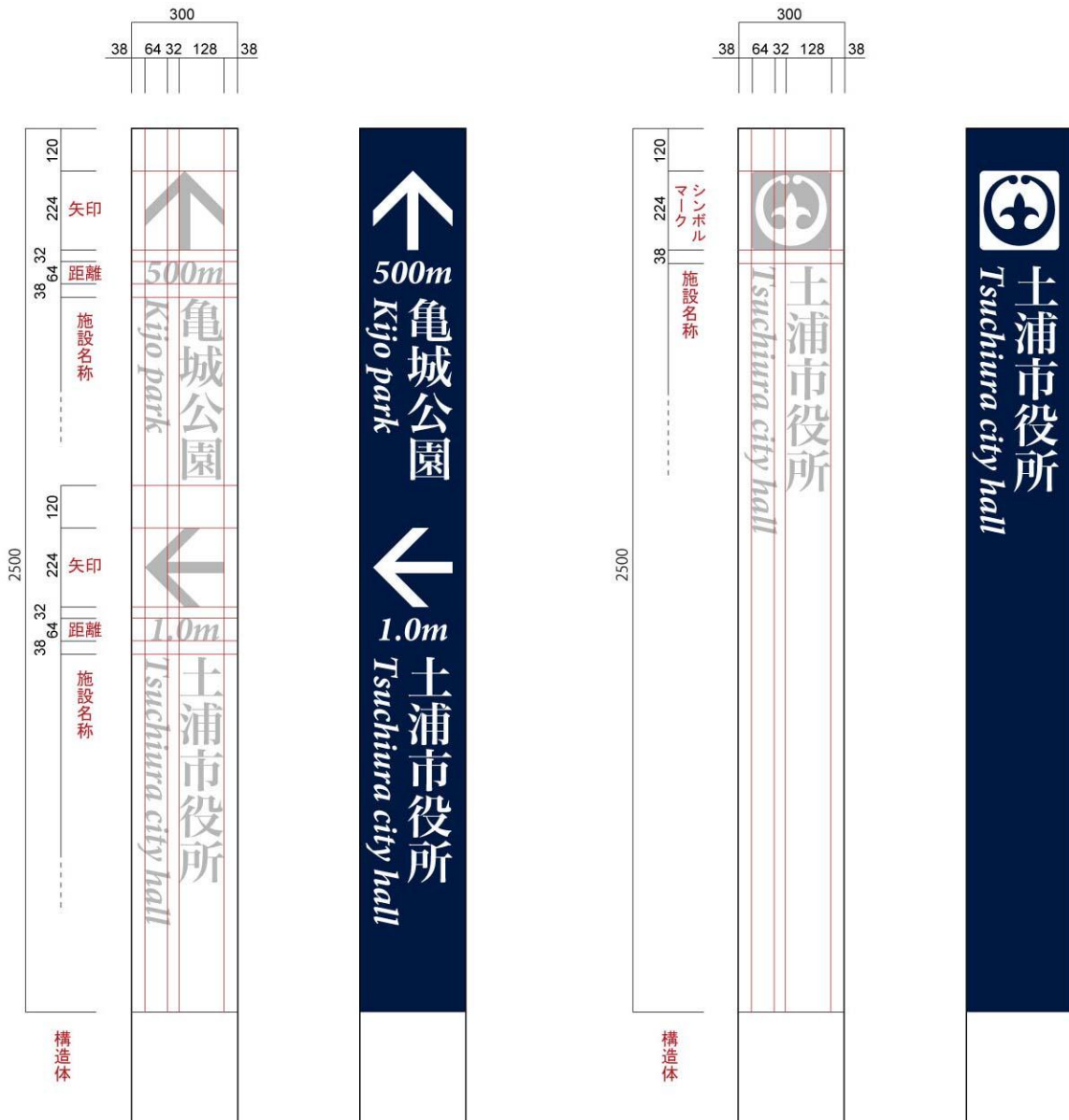


[作成例]



歩車兼用系サイン I型 誘導表示・記名表示

[作成例]



6 設置基準

6-1 基本事項

サインを設置する際には、次の点に注意する。

●法規制等との整合

- ・ 建築限界（道路構造令第12条）を侵さないこと
- ・ 道路の有効幅員を必要以上に狭めないこと
- ・ 交通の妨げとならないよう配慮すること

●現地との整合

- ・ 現地調査を十分に行うこと
- ・ 既存サインや他の占用物、地下埋設物等を確認し、設置位置を調整すること
- ・ 周辺環境との調和が図られること
- ・ 沿道からの道路利用に障害とならないこと

●サインの機能保持への配慮

- ・ サインの視認性が妨げられないこと
- ・ サインが損傷を受ける恐れが少ない位置とすること
- ・ 利用者の行動特性を考慮し、表示面が見やすく安全な位置となるよう調整すること

●視認性への配慮

公共サインの設置場所は、道路、広場、施設敷地内が主体となる。このうち広場と施設敷地内では設置の自由度が比較的高いが、道路上では設置位置が限定的である場合が多い。サインを設置する歩道の歩車境界寄りには、街路樹、道路照明、各種標識などがあり、サインの視認性を確保するためには、下記の事項に留意して競合を避ける必要がある。

(1) 歩行者系サインの視認性

- ・ 歩行者系のサインを植栽帯の中に設置すると、植物の成長によってサインの表示面が覆い隠されたり、メンテナンスの障害となったりすることが考えられるため、注意を要する。
- ・ 夜間の視認性に配慮し、街路灯などが近くにある明るい場所を選んで設置する。

(2) ドライバー系サインの視認性

- ・ 高木が植栽されている道路では、繁茂期において樹木が障害とならないかどうかについて検討する必要がある。都市景観全体を勘案すると、サインの視認性を妨げるという理由だけで枝葉を伐採するようなことは避けるべきである。このためサイン表示面の水平方向の持ち出し距離を調整することで、ドライバーからの視認性を確保する。

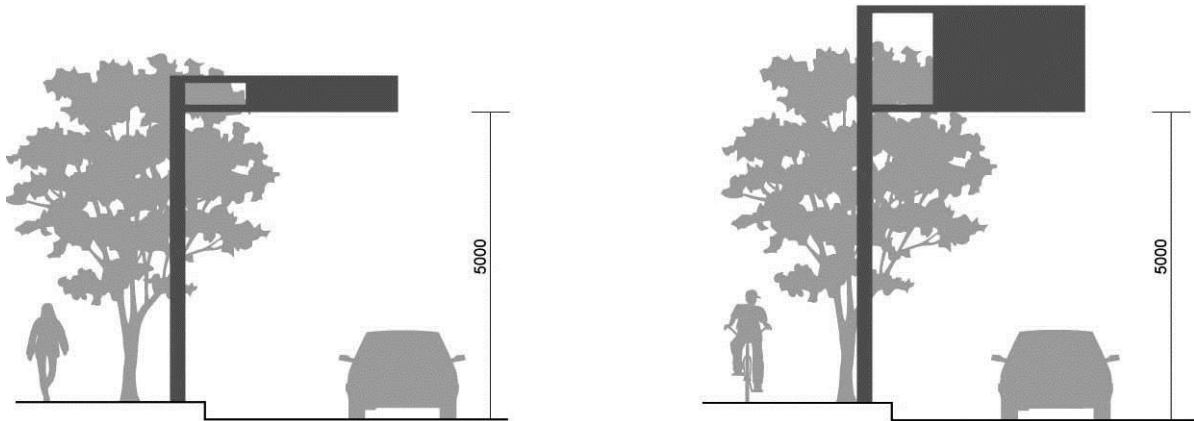
6-2 ドライバー系サインの設置基準

ドライバー系サインは「道路標識設置基準」に準じた設置高さ、設置場所とする。

(1) 設置高さ

路面から表示板下端までの標準高さは、5,000mm を確保する。

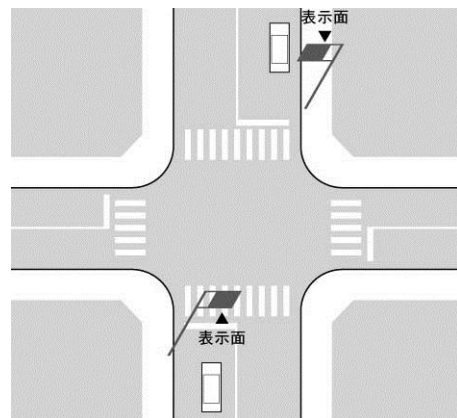
[設置例]



(2) 設置場所

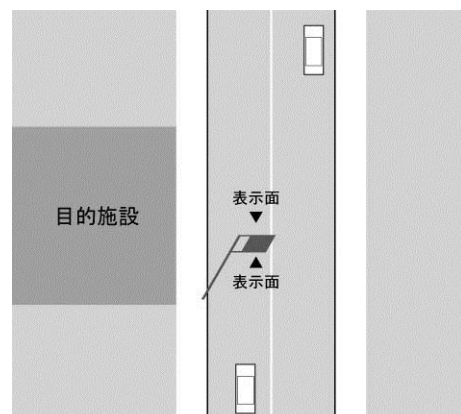
[誘導サイン]

広域幹線道路から施設へ至る経路の主要交差点に、交差点を挟んで2基設置する。



[記名サイン]

案内対象施設の前面に両面表示で設置する。

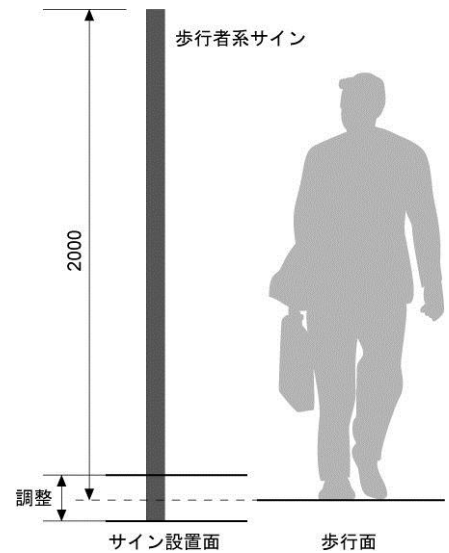


6-3 歩行者系サインの設置基準

広場や歩道上への設置を基本とする。なお、これらの場所に設置困難な場合は、公園などの公共用地に設置する。

(1) 設置高さ

歩行者系サインの表示面上端は、2,000mm を標準とする。
利用者から見て設置箇所との高低差があるときは、標準高さとなるようにサインの高さを調整する。
このことによりサインの機能が著しく損なわれる場合は、設置場所の変更を前提に再検討する。

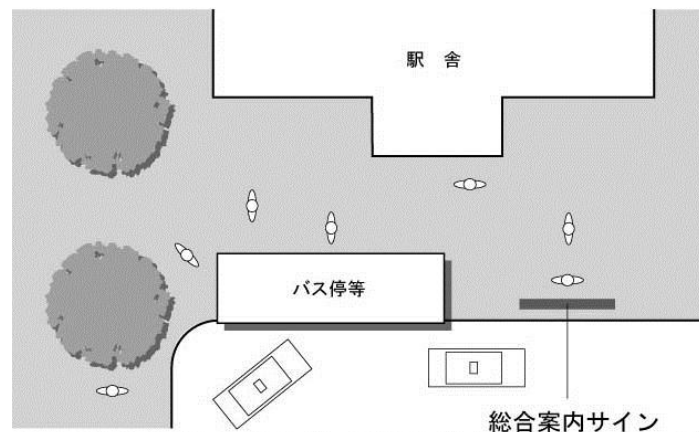


(2) 設置場所

[総合案内サイン]

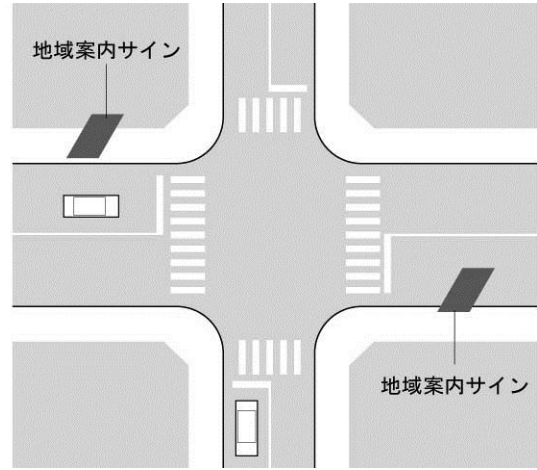
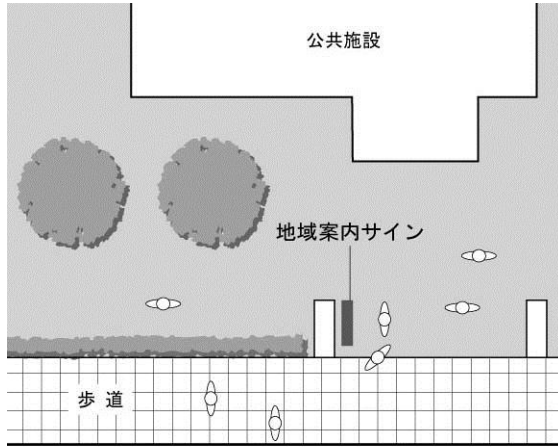
広域交通結節点である鉄道駅や主要公共施設、観光施設など、多くの人が行動の起点とする場所に設置する。設置の際には、次の点に配慮する。

- 利用者が視認しやすい位置にあること
- 利用者の滞留が、他の通行者の妨げとならないこと
- サインの前面に広いスペースが確保できること



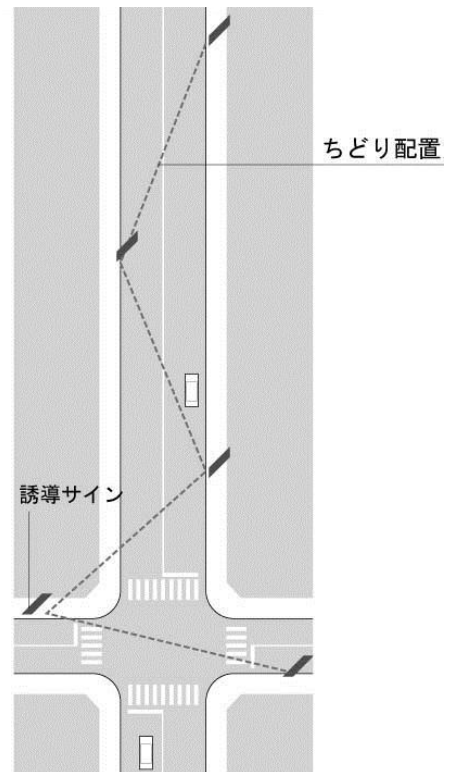
[地域案内サイン]

公共施設など人の行動の起点となる場所や、移動の分岐点となる大規模な交差点などに設置する。交差点に設置する場合は、交差点を挟んで2箇所を設置する。



[誘導サイン]

施設を案内する経路の分岐点・屈曲点に設置する。
また、分岐点どうしの距離が長い場合には、確認情報として適切な間隔（200～300m程度）で設置することが望ましい。
なお、このように分岐点以外で設置する場合で、両側に歩道を有する道路は「ちどり配置」とする。



6-4 歩車兼用系サインの設置基準

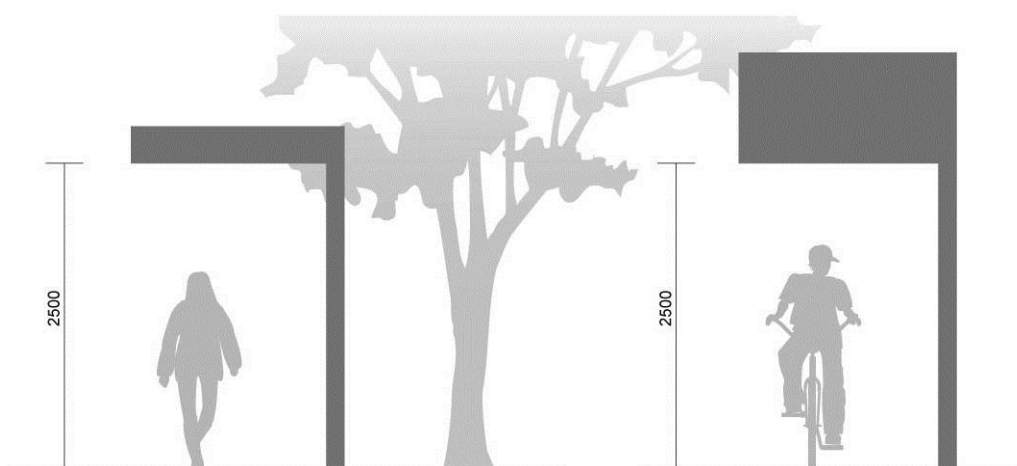
サインシステム上、本来ならばドライバー向けにはドライバー系、歩行者向けには歩行者系のサインが計画されるが、設置場所や施設の配置状況によっては過剰な整備となったり景観の煩雑化を招いたりする場合も想定される。歩車兼用系サインは、このような条件下でドライバー系・歩行者系に代わるものとして設置するものである。

[歩車兼用系サインの設置を検討する場合の例]

- 歩行者、ドライバー双方に情報を与えることが効果的であり、それぞれのサインを統合することによる弊害がない場合
- 周囲に案内する施設が少なく、歩行者系サインとドライバー系サインとを個別に設置する必要がない場合
- 周辺景観との調和を勘案して、大型のドライバー系サインの設置が相応しくない場合
- 道路幅員が狭いなど設置箇所の条件により、大型のドライバー系サインの設置が困難である場合

(1) 設置高さ

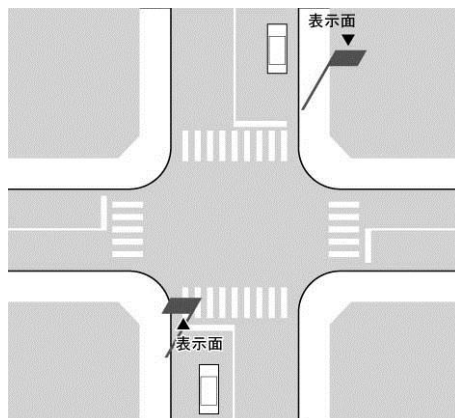
横型タイプの場合、路面から表示板下端までの標準高さは2,500mmを確保する。



(2) 設置場所

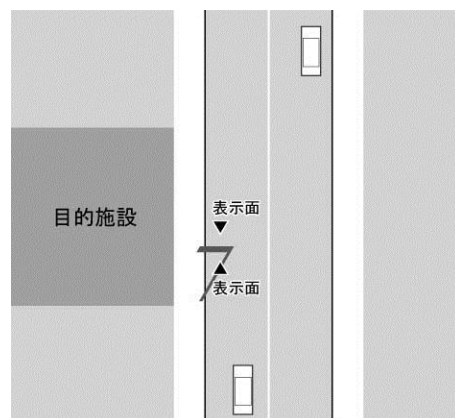
[施設誘導サイン]

公共施設の存在する周辺の交差点とし、交差点を挟んで2基設置する。



[記名サイン]

案内対象施設の前面に両面表示で設置する。



7 応用展開

7-1 応用展開とは

サイン整備に際して、現地での制約やニーズに対応するために、本ガイドラインに基づく表示内容や本体構造の変更が必要となる場合が考えられる。本ガイドラインの原則を遵守しながら、さまざまな条件に対応するための方法を「応用展開」と称し、ここではその留意点を示す。

(1) 応用展開が求められる場合

次のような場合に、サインの応用展開が求められる。

- ① 設置条件への適応 サインの設置場所となる公共空間の物理的な制限や設置基準などの条件により、サインの本体構造の変更が求められる場合

- ② 情報や機能の付加 移動系情報以外の情報提供を行う、障害者への対応を充実させるなど、原則にない機能を追加するために、表示内容や本体構造の変更が求められる場合

- ③ 別計画との整合 本サイン計画とは異なる考えに基づいて設置された既存のサイン類や、設置場所周辺の構造物等との景観的な整合を図ることが求められる場合

(2) 応用展開の基本事項

応用展開を図る際には、土浦市のサインとしての統一性と機能性の確保を第一義としながら、次の点に配慮することを基本とする。

- 表示内容・表現の統一性の確保
本ガイドラインに基づくサインの体系、種別ごとの表記基準に準じた表示とし、表示内容と表現の統一、情報の連続性を確保する。

- 本体の形態・色彩・素材等の統一性の確保
標準型との統一性が感じられるものとする。具体的には、基調色の採用や表示板の素材・形態の整合または類似化等を図る。

- 適切な統合化
個々のサイン類や構造物が適切であっても、乱立により景観の煩雑化や情報の混乱をきたすおそれがある。新たにサインや構造物の設置を計画する場合は、既存構造物との統合や情報・機能の集約を図り、合理的な情報提供を図る。

7-2 応用展開の方法と留意点

① 設置条件への適応を図る

設置条件への適応は、「設置空間に制約がある場合」と「設置場所周辺に景観づくり等のための基準がある場合」の2つが想定される。

a. 設置空間の条件への適応

大規模な交通結節点などでは、多くの構造物により複雑で狭隘な空間になりがちなうえ交通も多いことから、標準的な形状のサインを設置することが困難な場合がある。

また土浦市内は歩車道が未分離の道路も多く、ドライバー系・歩行者系サインともに設置が困難な場合が多いと考えられる。

こうした設置空間の条件への対応策として、次のような方法がある。

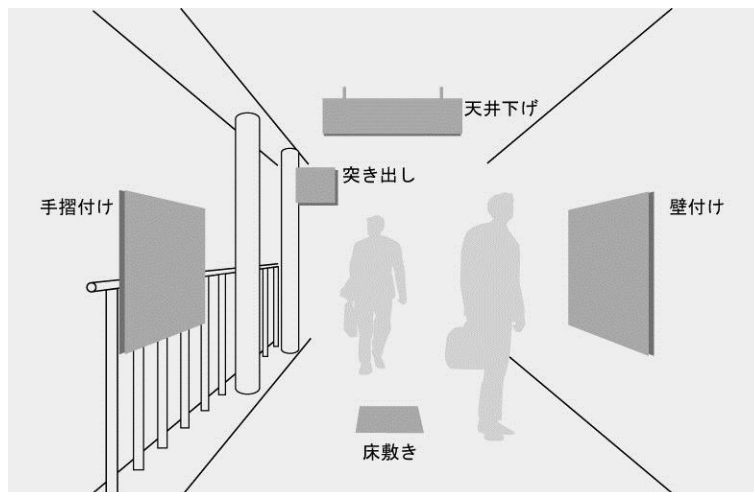
ア 既存構造物を支持構造として利用する

機能上最低限必要な表示面だけを空間に固定するため、既存の構造物を利用して標準的なサインの支持構造を省略する。

■ 展開の留意点

- ・本ガイドラインの原則（文字や図形表記の基準、地図表記の基準）の遵守
- ・施設の構造や歩行空間に配慮した素材、取り付け構造の工夫
- ・利用者の行動に適応した効果的・合理的な配置（乱立の回避）

[歩行者系サインの適応例]



イ 歩車兼用系サインを活用する

比較的コンパクトな歩車兼用系サインを導入し、空間を確保する。

■ 展開の留意点

- ・一定の設置空間を確保する必要があること
- ・歩行者に対する情報が、歩行者系サインと比較して少なくなること
- ・ドライバー・歩行者の双方にアピールするよう板面方向を検討する必要があること

b. 設置環境・景観等への適応

美しいまちなみの保全など、設置空間の景観づくりに一定の基準を持つ地区に歩行者系案内サインを設置する場合は、本ガイドラインの基準を踏襲しながら、当該地区の施設整備基準等への適合を図る。

■ 展開の留意点

- ・当該地区における施設整備基準など、ローカルルールの適切な把握
- ・本ガイドラインの原則（サインの配置構造と種別、シンボルカラー、文字や図形表記の基準、地図表記の基準）の遵守
- ・道路構造令における車道・歩道の建築限界の遵守

② 情報や機能を付加する

情報や機能の付加は、「広告物の掲載」、「他媒体との連携による情報提供」、「視覚障害者への情報提供」の3つが想定される。

a. 広告物の掲載

歩行者系案内サインに広告物を掲載する場合、広告はいくまでも二次的な情報であることが前提となる。表示板の空きスペースの利用、表示板寸法の変更などにより、広告物の掲載スペースを捻出するが、本来の機能が犠牲にならないよう対応することが重要である。

■ 展開の留意点

- ・本ガイドラインの原則（サインの配置構造と種別、文字や図形表記の基準、地図表記の基準）の遵守
- ・広告のための一定のスペース設定
- ・広告部分のみの更新を可能とする表示形態（表示シートの切り離しなど）の検討

b. 他媒体との連携による情報提供

情報端末の利用、マップやリーフレットなど紙媒体による情報など、利用者にとっての情報源は多様である。サイン整備はこうした情報提供の一翼を担うものとして支援することが求められる。

■ サイン板を活用した情報提供方策の例

- ・サイン板面の一部に QR コード等を配置し、携帯端末を通じて、バリアフリー情報や施設ごとの詳細な利用情報や移動情報を提供
- ・ガイドマップやリーフレットなど、携行できる紙媒体の地図等に、歩行者系案内サインの位置を明示することで、移動情報を補完

■ 展開の留意点

- ・本マニュアルの原則（サイン種別、文字や図形表記の基準、地図表記の基準、ユニバーサルデザインに配慮した本体構造）の遵守
- ・一定の表示スペース（QR コードなど）の設定
- ・情報追加部分のみの更新を可能とする表示形態（表示シートの切り離しなど）の検討

c. 視覚障害者への移動情報の提供

本ガイドラインでは、移動情報を視覚的な情報で伝えることを基本としている。視覚障害者に対する付加的な情報提供については、点字表示や触知板の設置、音声案内など、サインシステムそのものの展開として別途検討することとなるが、検討の前提として、次のような事項を十分に精査することが求められる。

- 視覚障害者に対する情報提供の必要性や効果が高いこと
- 音声誘導などに必要な機器の設置場所が十分に確保できること
- サイン設置場所や目的施設までの経路がバリアフリー化されていること
- 利用者の意見や要望を反映し、情報内容や表現様式、設置位置等について検討すること

③ 別計画との整合を図る

別計画との整合は、「既存の案内サインとの整合」、「規制区域サインとの整合」、「施設内サインとの整合」、「歩道空間との整合」の4つが想定される。

a. 既存サインとの整合

本ガイドラインに基づくサインの設置予定箇所の近辺に既存のサインがある場合は、設置状況や本体・表示内容の状態を確認のうえ活用を図る。また必要に応じて、表示内容を整理・統合して更新する。

■ 整合の留意点

既存サインを活用／更新する場合は、以下のような考えに基づき適切な措置を講じる。

① 設置状況の確認 →	② 本体・表示内容の確認 →	③ 措置
○適切 ・サイン本体の視認性、利用空間が確保され、安全に利用できる	○本体・表示内容とも良好	既存のまま活用する
	×表示内容が不適 ・情報の陳腐化 ・ユニバーサルデザインに配慮されていない	ガイドラインに沿って表示板を更新する
	×本体が不適 ・老朽化している、損傷がある ・ユニバーサルデザインに配慮されていない	既存サインを撤去し、ガイドラインに基づくサインを新設する
×不適 ・サイン本体の視認性、利用空間が確保されていない ・景観や通行空間を阻害している		

b. 規制サインとの整合

自転車放置禁止、路上喫煙禁止等の規制サインは、一般に設置数が多く、景観の阻害要因となる場合もある。このため、本ガイドラインによるサインなど周辺の構造物との類似性や統合を図ることが肝要である。

■ 展開の留意点

- ・最小限の情報、ひと目でわかる表現
- ・植栽帯など周辺環境と調和した形状
- ・本ガイドラインによるサイン本体との共通性への配慮（色彩、素材等）

c. 施設内サインとの整合

史跡や公園、遊歩道などの施設内において移動情報を提供するサインは、地域資源を現地で紹介する役割も担っており、まちの魅力の PR とかかわりの深い情報である。よって、設置場所の環境整備や景観への配慮、学習効果等を考慮した付加的情報の提供が望まれる。

■ 展開の留意点

- ・本ガイドラインによるサインの全体形状との整合
- ・見やすい高さの確保
- ・正確でわかりやすい解説文など、コンテンツの開発

d. 歩道空間との整合

まちかどの滞留スペースや駅・駐車場の出入り口など、人が一時的に滞留する空間はとくに歩行者系サインの設置場所として効果的であるが、こうした施設の構造物とサインとを一体的に整備することで、構造を合理化できるとともに、利用者にとってもゆとりのある空間とすることができる。

また、その他の道路施設（街路灯など）との統合に配慮することも考えられる。

■ 展開の留意点

- ・通行空間である歩道に対し、サインは副次的な施設であるため、当該空間本来の機能を妨げない配慮
- ・他の道路工作物（街路灯など）との統合

8 管理運用

8-1 公共サインの整備と管理

公共サインに掲載する情報は日々変化しており、適宜更新する必要がある。また本体は老朽化するため、日常的なメンテナンスを行う必要がある。企画から管理までのプロセスを適切に行うことで、公共サインのより良い状態を維持することができる。

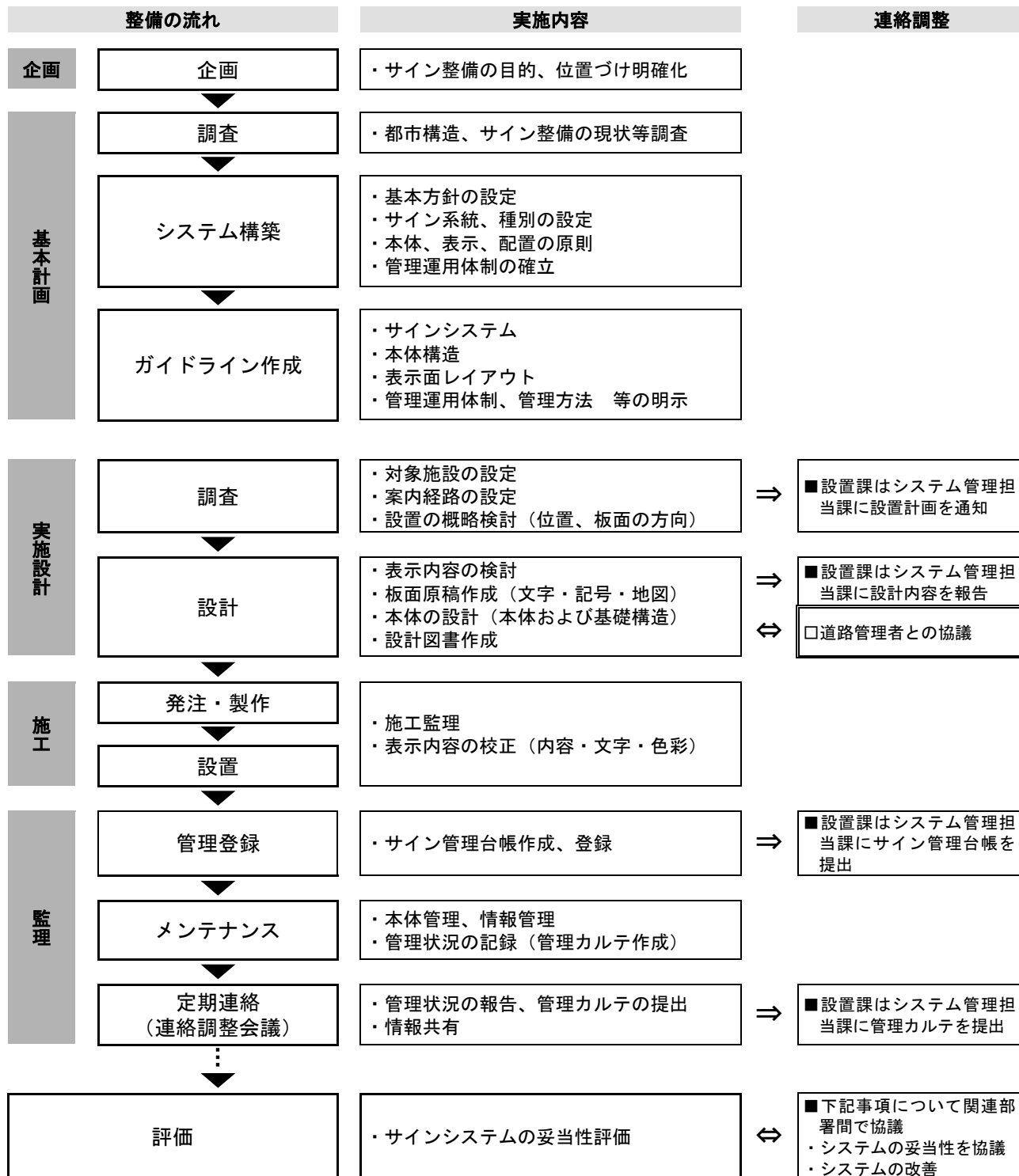
8-2 管理体制

サインの管理・運営は、1. 本体管理、2. 情報管理、3. システム管理 の3つの視点から行う。各管理項目の内容について担当部署を設定し、役割分担の明確化を図るとともに、関係者間の情報共有を図るための横断的な組織を設置し、定期的を開催することが望ましい。

■土浦市公共サインの管理運用体制

管理項目	主な内容	管理主体
1. 本体管理	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のサイン本体の設計・設置、定期的な管理および補修等を行う ・サイン管理台帳を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・土浦市では各施設の所管部署がサインを設置する体制であるため、当該施設の所管部署（以下、設置課という）が主体となる
2. 情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のサインの情報内容を把握し、必要に応じ更新を行う ・サイン管理台帳を作成する 	
3. システム管理	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン整備・管理の状況を横断的に把握するため、サイン管理台帳を統括する ・ガイドライン等の文書を管理し、サインシステムの妥当性を定期的に点検する ・関係者間の横断的な連絡組織を運営する ・大規模な公共施設の異動等が発生した場合には、計画から管理段階までの推進・調整役として中心的役割を担う 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課（以下、システム管理担当課という）が主体となる

■サイン整備・管理フロー



8-3 管理方法(案)

役割分担に基づく管理者ごとの具体的な管理内容は以下のとおりである。

(1) 本体管理・情報管理（設置課）

	管理内容	詳細
設置段階	管理台帳提出	<ul style="list-style-type: none"> 管理番号の付与 サイン管理台帳の記入、提出
運用段階	本体の定期管理（1～2回／年）	本体および表示の管理 <ul style="list-style-type: none"> 目視により機能性・安全性に異常がないか確認 必要に応じて清掃・補修等を実施 大掛かりな補修や再整備が必要な場合は、システム管理担当課と協議 <hr/> 周辺環境の確認 <ul style="list-style-type: none"> 目視により機能性・安全性に異常がないか確認 サインの移設が必要な場合はシステム管理担当課と協議 障害物等の除去が必要な場合は、関連部署と協議 <hr/> 管理状況の記録 <ul style="list-style-type: none"> 本体定期点検および補修・更新等の履歴を、管理カルテに記録
	情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> 定期連絡会の内容およびシステム管理担当課からの情報をもとに、施設の名称変更、移転、新設等の情報を随時収集する 必要に応じて板面の更新を行う（シートの部分貼り替えなど） 全面貼り替えの場合は、システム管理担当課と協議のうえ実施する
	定期連絡会対応（1回／年）	<ul style="list-style-type: none"> システム管理担当課に管理カルテを提出 関連部署との情報共有
	システム変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> システムの見直し等によりガイドラインの改訂があった場合は、システム管理担当課からの情報をもとに、本体の全面更新の機会を捉えて、新規格に適合したものに置き換える

(2) システム管理（システム管理担当課）

	管理内容	詳細
運用段階	サイン管理状況の把握（通年）	<ul style="list-style-type: none"> サイン設置計画の把握（設置課からの通知等による） サインの新設・移設・撤去情報の把握（設置課からのサイン管理台帳の提出による） サイン管理状況の把握（設置課からの管理カルテ提出による） 定期連絡会（1回／年）の召集と運営 利用者からのクレーム等対応
	サインシステムの妥当性評価等	5年ごと 定期連絡会の報告内容、サインシステムの運用状況等を鑑み、市内の公共サインの配置を点検する
		10年ごと よりよいシステムへのステップアップを図るため、サインシステムの妥当性を評価し、改善を検討する
	適宜	利用者等からの重大な指摘、大規模な公共施設の異動などが発生した場合は、システムの改善を検討する
	ガイドラインの改訂	<ul style="list-style-type: none"> サインシステム改善の検討により必要が生じた場合は、改善作業の推進役として中心的な役割を果たす 新しいシステムとしてガイドラインを改訂し、新版として関連部署に周知・配布し、旧版と区別して管理する

8-4 サイン管理台帳・管理カルテ(案)

サイン管理台帳、管理カルテの書式案を示す。

設置課が記入し、システム管理担当課が管理保管する。

土浦市公共サイン管理台帳		管理番号	
対象施設		担当課	
設置年月日		更新年月日	
占用許可者		施工業者	
設置場所	土浦市 (路線名：)		
概略寸法	高さ：	幅：	奥行き：
系統・種別	ドライバー系	<input type="checkbox"/> 市名サイン	<input type="checkbox"/> 誘導サイン <input type="checkbox"/> 記名サイン
	歩行者系	<input type="checkbox"/> 総合案内サイン	<input type="checkbox"/> 地域案内サイン <input type="checkbox"/> 誘導サイン
	歩車兼用系	<input type="checkbox"/> 誘導サイン	<input type="checkbox"/> 記名サイン
仕 様	表示面		
	支柱		
	その他		
設置場所案内図		(備考)	
現況写真	(表面)	(裏面)	
特記事項等			

土浦市公共サイン管理カルテ

管理番号	
担当課	

実施日	担当者	清掃	点検項目			点検結果	特記事項
			本体部	表示面	周辺環境		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		
年月日			<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> 傷 <input type="checkbox"/> がたつき <input type="checkbox"/> 歪み	<input type="checkbox"/> 塗装劣化 <input type="checkbox"/> シート剥離 <input type="checkbox"/> 汚れ <input type="checkbox"/> 情報の誤り	<input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 遮蔽物		

注：年 1～2 回実施

実施済みの点検項目は、□に✓を記入

点検結果欄は、「A：異常なし B：補修が必要 C：取り替えが必要」の3段階で評価・記入

サイン本体または表示面の取り換えを行った場合は、「土浦市公共サイン管理台帳」を新規作成

■ 参考資料

土浦市の公共施設等

施設等のランクについて

- A：案内経路を設定し、遠距離から連続的に誘導を図る施設
 B：施設に近い主要道路上に設置されるサインにおいて誘導を図る施設
 C：歩行者系サインの案内図上に掲載して認知を図るが、積極的な誘導を行わない施設

No.	和文名称	英文名称	所管部署	ランク
1	市役所本庁舎	Tsuchiura city office	管財課	A
2	高津庁舎	Tsuchiura city office Takatsu branch	商工観光課	B
3	新治庁舎	Tsuchiura city office Niihari branch	教育総務課	B
4	大町庁舎	Tsuchiura city office Omachi branch (Water division)	水道課	C
5	真鍋事務庁舎	Tsuchiura city office Manabe branch	社会福祉課	C
6	総合福祉会館	Comprehensive welfare hall	社会福祉課	A
7	消防本部庁舎	Tsuchiura fire station	総務課	B
8	都和支所	Tsuchiura city office Tsuwa substation	市民課	B
9	南支所	Tsuchiura city office Minami substation	市民課	B
10	上大津支所	Tsuchiura city office Kamiotsu substation	市民課	B
11	新治支所	Tsuchiura city office Niihari substation	市民課	B
12	中央出張所	Tsuchiura city office Chuo substation	市民課	B
13	亀城プラザ	Kijo plaza	行政経営課	A
14	神立地区コミュニティセンター	Kandatsu community center	市民活動課	B
15	土浦駅東口第1自転車駐車場	Tsuchiura Sta. East 1st cycle parking lot	生活安全課	C
16	土浦駅東口第2自転車駐車場	Tsuchiura Sta. East 2nd cycle parking lot	生活安全課	C
17	土浦駅東口第3自転車駐車場	Tsuchiura Sta. East 3rd cycle parking lot	生活安全課	C
18	土浦駅東口第4自転車駐車場	Tsuchiura Sta. East 4th cycle parking lot	生活安全課	C
19	土浦駅西口第1自転車駐車場	Tsuchiura Sta. West 1st cycle parking lot	生活安全課	C
20	土浦駅西口第2自転車駐車場	Tsuchiura Sta. West 2nd cycle parking lot	生活安全課	C
21	土浦駅西口地下自転車駐車場	Tsuchiura Sta. West underground cycle parking lot	生活安全課	C
22	神立駅西口自転車駐車場	Kandatsu Sta. West cycle parking lot	生活安全課	C
23	新治総合福祉センター	Niihari comprehensive welfare center	社会福祉課	A
24	療育支援センター	Habilitation support center	障害福祉課	C
25	つくしの家	Tsukushi-no-ie	障害福祉課	C
26	新生保育所	Shinsei nursery	こども福祉課	C
27	荒川沖保育所	Arakawaoki nursery	こども福祉課	C
28	霞ヶ岡保育所	Kasumigaoka nursery	こども福祉課	C
29	東崎保育所	Tozaki nursery	こども福祉課	C
30	都和保育所	Tsuwa nursery	こども福祉課	C
31	天川保育所	Amakawa nursery	こども福祉課	C
32	新川保育所	Shinkawa nursery	こども福祉課	C
33	桜川保育所	Sakuragawa nursery	こども福祉課	C
34	神立保育所	Kandatsu nursery	こども福祉課	C
35	竹ノ入保育所	Takenoiri nursery	こども福祉課	C
36	都和児童館	Tsuwa children's house	こども福祉課	C
37	ポプラ児童館	Poplar children's house	こども福祉課	C
38	新治児童館	Niihari children's house	こども福祉課	C
39	老人福祉センター「湖畔荘」	Kohanso (Welfare center for the elderly)	高齢福祉課	B
40	老人福祉センター「つわぶき」	Tsuwabuki (Welfare center for the elderly)	高齢福祉課	B
41	ふれあいセンター「ながみね」	Nagamine (Welfare center for the elderly)	高齢福祉課	B
42	土浦市保健センター	Tsuchiura health center	健康増進課	B

No.	和文名称	英文名称	所管部署	ランク
43	土浦市保健センター 新治分室	Tsuchiura health center Niihari branch	健康増進課	B
44	勤労者総合福祉センター	Workers health center Tsuchiura	商工観光課	B
45	観光案内所	Tourist information	商工観光課	C
46	まちかど蔵「大徳」	Machikado kura Daitoku (Old storehouses)	商工観光課	B
47	まちかど蔵「野村」	Machikado kura Nomura (Old storehouses)	商工観光課	B
48	公設地方卸売市場	Tsuchiura wholesale market	農林水産課	A
49	駅東駐車場	Tsuchiura Sta. East parking lot	公園街路課	B
50	駅西駐車場	Tsuchiura Sta. West parking lot	公園街路課	B
51	内西駐車場	Uchinishi parking lot	公園街路課	B
52	桜川駐車場	Sakuragawa parking lot	公園街路課	B
53	神立駅西口駐車場	Kandatsu Sta. West parking lot	公園街路課	B
54	東口広場駐車場	Kandatsu Sta. East parking lot	公園街路課	B
55	荒川沖駅東口駐車場	Arakawaoki Sta. East parking lot	公園街路課	B
56	荒川沖駅西口駐車場	Arakawaoki Sta. West parking lot	公園街路課	B
57	亀城公園	Kijo park (Tsuchiura castle ruins)	公園街路課	A
58	神立公園	Kandatsu park	公園街路課	B
59	霞ヶ浦総合公園	Kasumigaura comprehensive park	公園街路課	A
60	霞ヶ浦文化体育会館	Cultural gymnasium kasumigaura (Suigo gymnasium)	スポーツ振興課	B
61	ネイチャーセンター	The nature center	公園街路課	B
62	水郷テニスコート	Kasumigaura comprehensive park tennis court	公園街路課	B
63	霞ヶ浦総合公園プール	Suigo pool	スポーツ振興課	B
64	レストハウス「水郷」	Rest house Suigo	商工観光課	B
65	国民宿舎「水郷」	Suigo people's lodge	商工観光課	B
66	乙戸沼公園	Otonuma park	公園街路課	B
67	図書館（生涯学習館併設）	Public library Tsuchiura lifelong learning hall	生涯学習課	C
68	一中地区公民館	Itchu community center	生涯学習課	B
69	二中地区公民館	Nichu community center	生涯学習課	B
70	三中地区公民館	Sanchu community center	生涯学習課	B
71	四中地区公民館	Yonchu community center	生涯学習課	B
72	上大津公民館	Kamiotsu community center	生涯学習課	B
73	六中地区公民館	Rokuchu community center	生涯学習課	B
74	都和公民館	Tsuwa community center	生涯学習課	B
75	新治地区公民館	Niihari community center	生涯学習課	B
76	市民会館	Tsuchiura civic hall	文化課	A
77	博物館	Tsuchiura city museum	文化課	A
78	上高津貝塚ふるさと歴史の広場	Kamitakatsu shell midden history plaza	文化課	A
79	川口運動公園	Kawaguchi sports park	スポーツ振興課	A
80	武道館	Training hall	スポーツ振興課	C
81	新治トレーニングセンター	Niihari training center	スポーツ振興課	B
82	新治運動公園	Niihari comprehensive sports park	スポーツ振興課	A
83	神立公園野球場	Kandatsu baseball ground	スポーツ振興課	C
84	中貫公園運動広場	Nakanuki baseball ground	スポーツ振興課	C
85	荒川沖地区野球場	Arakawaoki baseball ground	スポーツ振興課	C
86	南部地区市民運動広場	Nambu public play ground	スポーツ振興課	C
87	乙戸ファミリースポーツ公園テニスコート	Otto family sports park tennis court	スポーツ振興課	C
88	市民運動広場	Public play ground	スポーツ振興課	B
89	木田余地区市民運動広場	Kidamari public play ground	スポーツ振興課	C
90	東部地区市民運動広場	Tobu public play ground	スポーツ振興課	C
91	土浦小学校	Tsuchiura E.Sch.	学務課	C
92	下高津小学校	Shimotakatsu E.Sch.	学務課	C

No.	和文名称	英文名称	所管部署	ランク
93	東小学校	Azuma E.Sch.	学務課	C
94	穴塚小学校	Shishitsuka E.Sch.	学務課	C
95	大岩田小学校	Oiwata E.Sch.	学務課	C
96	真鍋小学校	Manabe E.Sch.	学務課	C
97	都和小学校	Tsuwa E.Sch.	学務課	C
98	荒川沖小学校	Arakawaoki E.Sch.	学務課	C
99	中村小学校	Nakamura E.Sch.	学務課	C
100	土浦第二小学校	Tsuchiura second E.Sch.	学務課	C
101	上大津東小学校	Kamiotsu-higashi E.Sch	学務課	C
102	上大津西小学校	Kamiotsu-nishi E.Sch	学務課	C
103	神立小学校	Kandatsu E.Sch.	学務課	C
104	右廻小学校	Migimomi E.Sch.	学務課	C
105	都和南小学校	Tsuwa-minami E.Sch.	学務課	C
106	乙戸小学校	Otto E.Sch.	学務課	C
107	菅谷小学校	Sugenoya E.Sch.	学務課	C
108	藤沢小学校	Fujisawa E.Sch.	学務課	C
109	斗利出小学校	Toride E.Sch.	学務課	C
110	山ノ荘小学校	Yamanosho E.Sch.	学務課	C
111	土浦第一中学校	Tsuchiura first Jr.H.Sch.	学務課	C
112	土浦第二中学校	Tsuchiura second Jr.H.Sch.	学務課	C
113	土浦第三中学校	Tsushiura third Jr.H.Sch.	学務課	C
114	土浦第四中学校	Tsuchiura fourth Jr.H.Sch.	学務課	C
115	土浦第五中学校	Tsuchiura fifth Jr.H.Sch	学務課	C
116	土浦第六中学校	Tsuchiura sixth Jr.H.Sch.	学務課	C
117	都和中学校	Tsuwa Jr.H.Sch.	学務課	C
118	新治中学校	Niihari Jr.H.Sch.	学務課	C
119	荒川沖消防署	Arakawaoki fire station	総務課	B
120	神立消防署	Kandatsu fire station	総務課	B
121	新治消防署	Niihari fire station	総務課	B
122	南分署	Tsuchiura fire station Minami branch	総務課	B
123	並木出張所	Tsuchiura fire station Namiki branch	総務課	B
124	土浦駅	Tsuchiura station		A
125	土浦駅西口	JR Tsuchiura station West		C
126	土浦駅東口	JR Tsuchiura station East		C
127	荒川沖駅	Arakawaoki station		A
128	神立駅	Kandatsu station		A
129	土浦北インターチェンジ	Tsuchiura-kita IC		A
130	桜土浦インターチェンジ	Sakura-tsuchiura IC		A
131	土浦税務署	Tsuchiura tax office		A
132	裁判所	Court		A
133	土浦労働基準監督署	Labor standards inspection office		B
134	水戸地方法務局土浦支局	Legal affairs bureau		B
135	年金事務所	Pension office		B
136	ハローワーク土浦	Hello work (Job-placement office)		B
137	茨城県土浦合同庁舎	Prefectural joint government office		A
138	車検登録事務所	Automobile inspection registration office		C
139	県立中央青年の家	Central youth center of Ibaraki prefecture		A
140	霞ヶ浦環境科学センター	Ibaraki Kasumigaura emviromental science center		A
141	常総学院中学校	Josogakuin Jr.H.Sch.		C
142	土浦日本大学中等教育学校	Tsuchiura Nihon university Secondary Sch.		C
143	土浦第一高等学校	Tsuchiura first H.Sch.		C
144	土浦第二高等学校	Tsuchiura second H.Sch.		C
145	土浦第三高等学校	Tsuchiura third H.Sch.		C
146	土浦工業高等学校	Tsuchiura technical high school		C

No.	和文名称	英文名称	所管部署	ランク
147	土浦湖北高等学校	Tsuchiura kohoku H.Sch.		C
148	常総学院高等学校	Josogakuin H.Sch.		C
149	土浦日本大学高等学校	Tsuchiura Nihon university H.Sch.		C
150	つくば国際大学高等学校土浦校舎	Tsukuba int'l university's H.Sch.		C
151	つくば国際大学	Tsukuba int'l university		B
152	つくば国際短期大学	Tsukuba int'l junior college		B
153	土浦特別支援学校	Tsuchiura yogo gakko (School for the disabled)		B
154	土浦警察署	Tsuchiura police station		B
155	土浦郵便局	Tsuchiura post office		B
156	県南病院	Kennan hospital		B
157	国立霞ヶ浦医療センター	Kasumigaura medical center		A
158	小町の館	Komachi-no-yakata		A
159	武者塚古墳	Mushazuka ancient tomb		B
160	前野家住宅	The Maeno family residence		B
161	旧制土浦中学校本館	Main building of the old Tsuchiura Jr. H Sch.		B
162	富岡家住宅	The Tomioka family residence		B
163	郁文館正門	Main entrance to the Ikubunkan han Sch.		B
164	尖塚大池	Shishitsukaoike pond		B
165	観光遊覧船	Sightseeing boat		C
166	ウララ 1	Urala 1		B
167	土浦千代田工業団地	Tsuchiura-Chiyoda industrial park		C
168	土浦協同病院	Tsuchiura kyodo hospital		B
169	水戸地方検察庁土浦支部	Public prosecutor's office		B
170	県南水道事務所	Kasumigaura water supply office		B
171	ザ・モール 505	Tsuchiura mall 505 (Shopping mall)		B
172	観光物産館「きらら館」	Kirara-kan souvenir shop		C
173	歴史の小径	Historical path		B
174	真鍋宿通り	Manabe-shuku-dori street		C
175	矢口家住宅	The Yaguchi family residence		B
176	斎場	Funeral hall		C
177	清掃センター	Cleaning service center		C
178	国分霊園	Kokubu cemetery park		B
179	並木霊園	Namiki cemetery park		B
180	今泉第一霊園	Imaizumi 1st cemetery park		B
181	今泉第二霊園	Imaizumi 2nd cemetery park		B
182	大岩田配水場	Oiwata water supply plant		C
183	神立配水場	Kandatsu water supply plant		C
184	右粕配水場	Migimomi water supply plant		C
185	新治浄配水場	Niihari water purification & supply plant		C
186	青少年の家	Seishonen-no-ie (Continuing education center)		B
187	桜川	Sakuragawa river		C
188	霞ヶ浦	Lake Kasumigaura		C
189	鶴沼	Tsurunuma pond		C

ピクトグラム (JIS Z 8210 案内用図記号)

公共・一般施設 Public Facilities



交通施設 Transport Facilities



航空機 / 空港
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



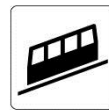
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関 / 荷物検査
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査
Immigration / Quarantine / Inspection

商業施設 Commercial Facilities



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline stand



会計
Casher
(通貨記号差し替え可)

観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



展望地 / 景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場 / プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring

安全 Safety



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



広域避難所
Safety evacuation area

禁止 Prohibition



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open fire



侵入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phone



電子機器使用禁止
Do not use electronic device



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs



ベビーカー使用禁止
Do not use prams
(文字による補助表示が必要)



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

注意 Warning



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles
(文字による補助情報が必要)



上り段差注意
Caution, uneven access / up



下り段差注意
Caution, uneven access / down



滑面注意
Caution, slippery surface



転落注意
Caution, drop
(文字による補助情報が必要)



天井に注意
Caution, overhead



感電注意
Caution, electricity

指示 Mandatory



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



左側にお立ちください
Please stand on the left



右側にお立ちください
Please stand on the right



一列並び
Line up single file



二列並び
Line up in twos



三列並び
Line up in threes



四列並び
Line up in fours

(参考)



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容 / 美容
Barber / Beauty salon



手荷物宅配
Baggage delivery service



公園
Park



博物館 / 美術館
Museum



歴史的建造物 1
Historical monument 1



歴史的建造物 2
Historical monument 2



歴史的建造物 3
Historical monument 3



飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals



非常口
Emergency exit



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



Tバーリフト
T bar lift



腰掛け式リフト
Chairlift



安全バーを閉める
Close safety bar



安全バーを開ける
Open safety bar



徒歩客は降りる
Get off



スキーの先を上げる
Raise ski tips



スキーヤーは降りる
Skiers have to get off

シンボルマーク

一般施設



学校
School



国道
National road



県道
Prefectural road



踏切
Railroad crossing



信号機
Signal

特定施設



土浦市役所
Tsuchiura city hall



小町の館
Komachi-no yakata

ヘボン式ローマ字のつづり方

あ	a	い	i	う	u	え	e	お	o
か	ka	き	ki	く	ku	け	ke	こ	ko
さ	sa	し	shi	す	su	せ	se	そ	so
た	ta	ち	chi	つ	tsu	て	te	と	to
な	na	に	ni	ぬ	nu	ね	ne	の	no
は	ha	ひ	hi	ふ	fu	へ	he	ほ	ho
ま	ma	み	mi	む	mu	め	me	も	mo
や	ya			ゆ	yu			よ	yo
ら	ra	り	ri	る	ru	れ	re	ろ	ro
わ	wa			を	wo			ん	n
が	ga	ぎ	gi	ぐ	gu	げ	ge	ご	go
ざ	za	じ	ji	ず	zu	ぜ	ze	ぞ	zo
だ	da	ぢ	ji	づ	zu	で	de	ど	do
ば	ba	び	bi	ぶ	bu	べ	be	ぼ	bo
ぱ	pa	ぴ	pi	ぷ	pu	ぺ	pe	ぽ	po
きゃ	kya			きゅ	kyu			きょ	kyo
しゃ	sha			しゅ	shu			しょ	sho
ちゃ	cha			ちゅ	chu			ちょ	cho
にゃ	nya			にゅ	nyu			にょ	nyo
ひゃ	hya			ひゅ	hyu			ひょ	hyo
みゃ	mya			みゅ	myu			みょ	myo
りゃ	rya			りゅ	ryu			りょ	ryo
ぎゃ	gya			ぎゅ	gyu			ぎょ	gyo
じゃ	ja			じゅ	ju			じょ	jo
びゃ	bya			びゅ	byu			びょ	byo
ぴゃ	pya			ぴゅ	pyu			ぴょ	pyo

- ・長音を表す「ー」「^」「h」は使用しない。例) 亀城公園→Kijokoen park
- ・はねる音「ん」はnで表す。ただし、m、b、pの前ではmを用いる。例) 新橋→Shimbashi
- ・はねる音を表す n に続く母音字および y と切り離す必要がある場合は、n の次に「-」を入れる。例) 新吉町＝Shin-yoshi-cho
- ・つまる音は、最初の子音を重ねて表す。ただし、次に ch が続く場合は c ではなく t を重ねる。例) 六本木＝Roppongi、八丁堀＝Hatchobori

■ヘボン式のつづり方ないローマ字表記

						しえ	syē		
						ちえ	chē		
つあ	tsa					つえ	tse	つお	tso
		てい	thi						
ふあ	fa	ふい	fi			ふえ	fe	ふお	fo
						じえ	je		
		でい	di						
				でゅ	dyu				
						いえ	ye		
		うい	wi			うえ	we	うお	wo
くあ	kwa	くい	kwi			くえ	kwe	くお	kwo
		つい	tsi						
				とう	twu				
ぐあ	gwa								
				どう	dwu				
ヴあ	va	ヴい	vi	ヴ	vu	ヴえ	ve	ヴお	vo
				てゅ	tyu				
				ふゅ	fyu				
				ヴゅ	vyu				

- ・ヘボン式にはない表記は、和製英語や固有名詞で使われることがある。

土浦市公共サイン整備ガイドライン

発 行 者 土浦市 都市整備部 都市計画課
〒300-8686 茨城県土浦市下高津 1-20-35
電話 029-826-1111（内線 2361）
発 行 年 月 2013 年 3 月



土浦市